



▼ INDEX

 富士見町ガイド	6
 防災・救急	20
 届け出・証明	25
 税金・料金	28
 保険・年金	31
 福祉・健康	34
 子育て・教育	42
 生活・環境	48
 相談・自治会	53
 議会・選挙	54
 生活ガイド	55

2018
FUJIMI TOWN GUIDE BOOK

富士見町



暮らしの便利帳

富士見町ガイド

富士見町の魅力をご紹介します!

行政ガイド

町民のための様々な手続き・窓口案内

生活ガイド

身近な医療機関の案内など



富士見町
株式会社 サイネックス

富士見町役場への
問い合わせ

〒399-0292
長野県諏訪郡
富士見町落合10777

☎ 0266-62-2250

FAX 0266-62-4481

🌐 <http://www.town.fujimi.lg.jp/>





富士見町 暮らしの便利帳の使い方

暮らしに役立つ情報がスムーズに探せます。

みなさんのお宅にお届けした「富士見町 暮らしの便利帳」は、これから富士見町で、そしてずっと富士見町で暮らしていく、そんなみなさんのためのガイドブックです。ぜひ、毎日の暮らしの中で役立てください。



表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。



とっても便利な三部構成！

街への愛情が深まる

**地域
情報**

困った時に頼れる

**行政
情報**

毎日の暮らしを支える

**生活
情報**

手に取りやすい雑誌サイズ
だから目につく場所に
置いておけば重宝！



調べごとを思いついた際、パソコンと違って電源を入れる必要がないから、知りたい情報にすぐたどり着きます。テレビリモコンなど普段使いが多い道具のそばに置いておくと便利です。

わが街の魅力を再発見
できる楽しい記事が
ぎっしり満載！



行政情報のほかに、地域情報のページには、自分たちが暮らす街の特産品やみどころなど、お子様から高齢者の方まで誰もが楽しめる記事がいっぱい詰まっています。

たとえ急に病気になっても
お医者さんがすぐ見つかる！



町の医療施設や歯科医院、薬局などを網羅したリストを掲載しているので、困ったときはすぐに目を通しましょう。きっとあなたの力になる、あなたを支えてくれるお医者さんが見つかります！

富士見町ホームページ

富士見町

検索

➡ <http://www.town.fujimi.lg.jp/>

インターネットでさまざまな富士見町の情報を発信しています。



生活情報、緊急情報や新着情報など、
役立つ情報がいっぱい！



発刊にあたって

富士見町長 名取 重治



富士見町の魅力は何といっても豊かな自然です。

八ヶ岳と南アルプス山系・入笠山に囲まれた富士見高原は四季折々に素晴らしい景観と癒しの空間を提供してくれます。

長い歳月の間、時には優しくまた時には厳しい自然環境との対峙の中で、この地域の人々の間に培われてきた忍耐力や勤勉性、困難に対する団結力、周囲の人々への優しさ、そして自然の恵みに対する感謝と畏敬の念。こうした精神性や自然条件の中で育まれた富士見の風土、歴史、文化そしてこの町に暮らす人々にもまた限りない魅力があります。

富士見高原リゾートを中心とした八ヶ岳山麓とパノラマリゾートを中心とした入笠方面との二大観光拠点。地域の歴史や文化を見どころとしたまちなかエリアにも多くの観光客の皆様においでいただいております。

産業面では、恵まれた水や気候を活かしての高原野菜や花卉にはブランド力があり、工業では世界に通用する卓越したものづくりの技術・技能と開発力を有する事業所が数多くあります。

医療・福祉の面でも富士見高原病院グループを中心として、地域の各医療機関や充実した福祉施設等、非常に恵まれた環境があります。また、子育て・教育環境も充実しております。

このような地域力・人間力豊かな町だからこそ、富士見町に移り住んでこられた方々も多いはずです。

今後も、これらの地域の力、人々の力を守り、育て、活かしながら、住みつづけたいまち、住んでみたいまちづくりを目指して参ります。

このたび発行する「富士見町暮らしの便利帳」は、役場における各種手続きや町民の皆さまの生活に密着した役立つ情報を掲載しております。ぜひ、お手の届くところにおいでいただくとともに、有効に活用していただきたいと思います。

最後に、発行にあたりご協力いただきました多くの企業・団体などの皆さまに心から感謝申し上げます。



INDEX

富士見町 暮らしの便利帳

Fujimi Town Guide Book 2018

日々の暮らしに
ご活用ください



● 発刊にあたって	1
● INDEX	2
● ライフサイクルINDEX	4
● 行政ガイドINDEX	19

広告

ゴミの処理にお困りの方

お家の片付けで出てきたゴミ
お引越で出てきたゴミ

何でもご相談ください

農作業ゴミ、粗大ゴミ、家電など
オフィス内の廃棄処分ゴミ

見積無料

**地元企業だから安心！
ゴミのことなら
何でもおまかせ下さい！**

一般廃棄物・産業廃棄物処理、リサイクル（再資源化）

株式会社 南原環境舎

〒391-0109 長野県諏訪郡原村南原18688

☎0266-79-2822

富士見町ガイド 6

- 富士見町の概要 6
- 富士見町の散策MAP 8
- ハヶ岳エリアに遊びに行こう！ 10
- 入笠山エリアの景色を見に行こう！ 12
- 家族や友達とおでかけするなら 14
- 地元の特産品を食べよう！ 15
- 生涯学習・歴史と文化を学ぼう！ 16





防災・救急 20	税金・料金 28
● 避難所・避難場所・緊急連絡先・避難情報 20 ● 消防・救急・休日医療 24	● 税金の種類 28 ● 納期一覧 28 ● 納付方法 29 ● こんな時はお問い合わせください 30
届け出・証明 25	保険・年金 31
● 届出時には窓口で本人確認を行います 25 ● 印鑑登録 26 ● マイナンバー制度 26 ● 各種証明書発行（手数料） 27	● 国民健康保険（国保） 31 ● 後期高齢者医療制度 32 ● 国民年金 33

広告



昭和42年 釜無プラント

丸真興業有限公司

土木工事一式

産業廃棄物収集運搬処分

骨材生産販売（砕石及RC砕石）

建設重機工事

【本 社】富士見町富士見5229-1

TEL (0266) 62-2129

FAX (0266) 62-2360

富士見工事（砕石・再生プラント）62-2129

霧ヶ峰工場（砕石プラント）58-7092

詳しくはホームページをご覧ください



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広 告



福祉・健康

34

- 介護保険制度……………34
- 要介護認定までの流れ……………35
- 介護保険サービス……………36
- 地域包括支援センター……………37
- 富士見町おたっしや広場……………37
- おたっしや生きがい
生活支援事業・認知症の支援 ……37
- 障がい者福祉……………39
- 生活困窮(生活保護)相談 ……40
- 住民健診……………40
- その他の保健事業……………41



生活・環境

48

- ごみ……………48
- 上水道……………50
- 下水道……………51
- 犬の登録・狂犬病予防接種 ……52
- 土地・建物・景観・公園・
道路・河川の許可など ……52



相談・自治会

53

- 各種相談……………53
- あなたも自治会へ……………53



子育て・教育

42

- 子育て支援……………42
- 子どもの
定期予防接種について……………44
- 町立保育園……………45
- 乳幼児健康診査……………46
- 認可外保育施設……………46
- 教育……………47



議会・選挙

54

- 町議会のしくみ……………54
- 選挙権……………54



生活ガイド

55

- 生活ガイドINDEX ……55
- 町内医療機関一覧……………56
- 健康チェックと元気法……………57
- 愛車の健康法……………58
- リフォームの基礎知識……………60
- お墓と供養……………62
- 富士見町商工会……………63



広 告

信頼の技術、責任施工
住宅のことなら
どんなことでも
ご相談ください



(有)名取建設

代表取締役 名取 俊雄

業務内容

建築工事
木造建築工事
リフォーム

TEL.0266-62-4851

〒399-0211

富士見町富士見原ノ茶屋7499

まちづくりから小さな庭まで

アイデアいっぱい! 頼りになる会社



擁壁、石積工事



庭の施工



駐車場・フェンス
舗装工事



伐採、整地
雑木林の整理



多目的ハウス



土木・建築・映像制作のエキスパート



今井建設株式会社

〒399-0214 長野県諏訪郡富士見町落合2373
TEL.0266-64-2501 FAX.0266-64-2111

映像制作の仕事

富士見の素晴らしい景色を世界に



当社は映画やドラマの撮影現場を
裏方として支えています

今井建設 富士見町 検索



<http://imai-kensetsu.jp>

ライフサイクル INDEX

Fujimi Town Guide Book 2018

広告

そば道場 ふるさと体験館

そば処 おっこと亭

〒399-0200

長野県諏訪郡富士見町乙事3777-3

TEL・FAX 0266-62-7188

URL <http://www.okkototei.jp>

みどりのトータルプランナー

長野県知事許可(般26)第20911造園工事業

細川造園(有)

富士見町富士見3771-17(塚平)

TEL 62-5096

FAX 62-5310



戸籍の届出・各種登録は
役場へ届け出てください



のマークの場合
には役場に
届出が必要です



Life

生活

- ▶ ごみ…P48
- ▶ 上水道…P50
- ▶ 下水道…P51



町内へ
引っ越したら
転入届…P25
引っ越ししてきた日から
14日以内に届出



町内で住まい
が変わったら
転居届…P25
転居した日から
14日以内に届出



町外へ
引っ越したら
転出届…P25
転居予定日まで
に届出



結婚したら
婚姻届…P25
届け出た日
から効力

Marriage

結婚

- ▶ 婚姻届…P25
- ▶ 戸籍…P25
- ▶ 住民登録…P25



Prime of Life

壮年

- ▶ 税金…P28
- ▶ 国民年金…P33
- ▶ 国民健康保険…P31
- ▶ 各種健診…P40



My

ライフサイクル 目的別にメモしよう!



目的

→ P

目的

→ P

目的

→ P

目的

→ P

目的

→ P

目的

→ P

目的

→ P

目的

→ P

目的

→ P

目的

→ P

Birth

誕生

- ▶ 出生届…P25
- ▶ 国民健康保険…P31
- ▶ 妊婦一般健康診査…P42

Child Rearing

育児

- ▶ 乳幼児等医療助成制度…P42
- ▶ 予防接種…P44
- ▶ 保育園…P45
- ▶ 認可外保育施設…P46



Adult

成人

- ▶ 国民健康保険…P31
- ▶ 国民年金…P33



Education

教育

- ▶ 教育相談…P43
- ▶ 小・中学校…P47
- ▶ 放課後児童クラブ…P47



必要な方

印鑑登録
…P26



家族が
亡くなったら

死亡届…P25

死亡したことを
知った日から
7日以内に届出



緊急時



- ▶ 防災…P20
- ▶ 火災…P24

広告

技術と品質で「安全・安心な鉄骨」
をお届けします



鉄骨構造物の設計製造 鉄骨工事
建築工事 耐震補強工事 輸送事業

富士見鉄工株式会社

〒399-0214 長野県諏訪郡富士見町落合6973-1
TEL 0266-62-2017

境界
紛争

ゼロ
宣言

**土地家屋調査士
平出高博 事務所**

土地分筆・地目変更登記 境界復元・現況測量
建物新築・滅失登記

土地家屋調査士/ADR認定(法務省)
測量士/基準点測量B(国土地理院)

富士見町境2919番地

TEL 0266-64-2768



WILD T3(1等三角測量用)



WILD N3(1等水準測量用)

広告

◆昭和シェル石油



◆資生堂 コーサー チェーンストア



株式会社 シモクラ

代表取締役 下倉 直樹

諏訪郡富士見町富士3369

TEL62-2433 FAX62-5830

◆梅沢給油所 TEL62-8228

◆設備部 TEL62-2359 FAX62-9119

◆化粧品部

西友富士見店内 コスメサロン モネ
TEL62-7597



Fujimi town

富士見町の概要

本州の中央部に位置し、長野県の東南部にあたります。釜無川・甲六川を境に山梨県の北杜市に接しており、北は茅野市・原村、西は伊那市に隣接しています。標高は最も低い所が下篇木の釜無川河床の700mで最も高い所が八ヶ岳主峰の赤岳の2,899mです。町の東部は雄大な八ヶ岳連峰を背後に控えその裾野が尾を引き、なだらかな傾斜地となっています。一方、西部は背後に急峻な赤石山脈を控え、平地が少なく起伏に富んだ地形を形成しています。また、天竜川と富士川(釜無川)の分水嶺となっています。

富士見町Data

総面積 144.76km²
北緯 35° 54' 40"
東経 138° 14' 39"
海拔 977m

沿革

明治7年、筑摩県の通達により、旧木の間村外9ヶ村が合併して富士見村が誕生しました。東・西にそれぞれ連なる山々に挟まれた地形ですが、遠くに富士山を望めることから「富士見」の名が付けました。昭和30年、富士見村、本郷村、境村、落合村が合併しました。この4ヶ村からも共に日本一の富士山を望めることから「富士見町」の名称となりました。

町章

「フジミ」を図案化したもので和と団結、発展を象徴するものです。



人口・世帯数

総人口 ≫ 14,176人
男 ≫ 6,903人
女 ≫ 7,273人
世帯数 ≫ 5,488世帯

(平成30年4月1日現在)
(平成27年10月国勢調査に基づく推計人口)



町の木



白樺

町の花



すずらん

広 告

創造します!! 自然にやさしい地球環境をおまかせください!解体工事・アスベスト除去工事
舗装工事・一般土木工事・下水道工事



TOEI 有限会社 東栄興業

富士見町富士見248-211 ☎ 62-7307 FAX 62-7306

長野県知事許可第21383号
E-mail: toei-since1993@aqua.plala.or.jp

デマンド交通(すずらん号)

このデマンド(要望)交通システムは、予約を受けて「戸口から戸口」まで運ぶ乗り合い方式の新交通システムです。
ご利用いただくには、まず、「利用登録票」で登録が必要となりますが、一定の条件がありますので必ず事前に商工会へお問合せ下さい。
富士見町商工会 ■ 電話 0266-62-2373

時刻表	
まち行き便	帰り便
8:00別荘	
8:45	9:25
10:00	10:40
11:15	11:50
14:05	13:20
15:15	14:40別荘
16:20	15:50

乗車料金

《一乗車あたり一律》 310円
《福祉割引適応時》 210円
※障害者手帳をお持ちの方

運行日

月曜日～金曜日、第1・4土曜日
※「別荘」の記載のある便は、富士見高原別荘地も運行する便です。

【※注意】 時刻表の時間は、「まちなかエリア」への到着時間、出発時間の目安です。

移住者支援制度

住まいの支援

▶ 移住・定住促進対策新築住宅補助金

富士見町へ定住する目的で住宅を新築・または新築住宅を購入した方に、補助金を交付します。条件あり。最大100万円。

▶ 空き家改修費補助金

居住を目的として空き家を改修する方に、費用の一部を補助します。条件あり。最大100万円。

▶ 住宅リフォーム補助金

『改行』住宅リフォームを行う町民の方に、費用の一部を補助します。条件あり。最大10万円。

就農の支援

▶ 新規就農移住者向け支援グローバルメニュー

住宅・農地・研修・機械の4点をパッケージ化。農業を始めやすい環境を整え、就農までを支援。

子育て支援

▶ ふじみ子育てネットワーク

子育てを地域全体で支え合うまちづくりを支援。



富士見町民憲章

(昭和56年2月6日制定)

わたしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。
この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 1 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 1 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 1 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 1 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 1 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

姉妹町

- ▶ 西伊豆町(静岡県)

友好都市

- ▶ 多摩市(東京都)
- ▶ 川崎市(神奈川県)
- ▶ TDCリッチモンド地区(ニュージーランド)

広告

家まわり、外まわり、
石のことなら

伊藤建設石材

県知事許可(般27)第16386号

【営業品目】
建設部 土木請負・自然石・巨石工事
解体工事・舗装・造園工事
石材部 石碑・庭石・燈ろう工事
不動産部

諏訪郡富士見町境7297
TEL(0266) 64-2416 FAX(0266) 64-2784

見積無料

信州
田舎暮らしのお手伝い。

建設・不動産

株式会社 雨宮

〒399-0214
富士見町落合10029
TEL 0266-62-2150代
FAX 0266-62-4121
<http://ame-miya.net/>

Fujimi Town

1 富士見町の散策MAP



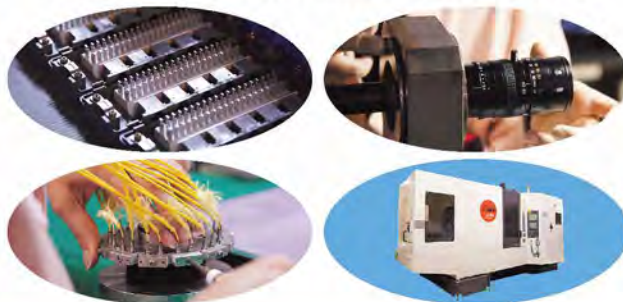
広告



株式会社 **ニシムラ**
NISHIMURA.CO.LTD

「やらなければならないことを確実にやる」

丁寧に確実に、これからも創りつづけてまいります。



〒399-0214 諏訪郡富士見町落合10775-3
TEL.0266-62-2460 FAX.0266-62-5144



広告



**舗装工事
建築外溝工事
一般土木工事**

公共工事以外でも、駐車場舗装、
住宅外溝工事等 幅広く対応致します

お気軽にご連絡下さい



富士舗装興業 株式会社

富士舗装興業 富士見町

検索

諏訪郡富士見町境9398-3

TEL 0266-64-2459

FAX 0266-64-2509

2 ハケ岳エリアに
遊びに行こう!



オールシーズン
楽しめる
天空リゾート

＼ 標高1,250mの天空リゾート ハケ岳 ／

【富士見高原リゾート】

富士見高原はハケ岳の麓に位置する思い思いの遊びが満喫できる高原リゾートです。南アルプスを目の前に望み標高1,250mの高原には、夏から秋にかけてキスゲ、百日草、ケイトウなどが咲き誇ります。園内には真っ白な白樺が幻想的な「白樺エリア」、夏は百日草、秋にはサルビアが群生する「ロマンスエリア」、抜群の眺望と可憐な花々の競演が人気の「展望エリア」の3つのエリアに分かれ、それぞれに違った雰囲気が楽しめます。日本三大高峰の大パノラマが広がる「創造の森」は感動の大絶景を見ながらの散策が楽しめます。



1.白樺エリア 2.ロマンスエリア 3.創造の森エリア 4.幻想的な夜の花園 5.創造の森エリア紅葉 6.周遊カート 7.天空の遊覧カート
8.ナイトカート 9.富士見高原ゴルフコース…国内最大級の広さ 10.スノーリゾート…小さな子供連れでも安心して楽しめる!

ほかにも遊び方いろいろ

- アニマル遊園地
- そば打ち体験
- ジュネス八ヶ岳
- パターゴルフ
- ホテル八峯苑 鹿の湯
- 富士見高原貸別荘

廣告

一般土木・舗装・石工・薦土工・造園・上下水道



株式会社 柳沢土木

〒399-0214 長野県諏訪郡富士見町落合12643-5

TEL 0266-62-5131 FAX 0266-62-7208



＼ 散策の途中で立ち寄りたい ＼

【八峯苑 鹿の湯】

フォッサマグナの中央部に位置する鹿の湯は、地下深くの古期岩体の中で育まれて来た名湯。源泉100%の温泉は泉質の繊細さから刻々と色を変え、時刻によって美しい翠色の湯が楽しめる。紅葉の露天風呂や内風呂、薬石サウナなどでくつろいだあとは、お休み処で一休み。窓の外に広がる景色が心も体もリフレッシュさせてくれる。

■ 所在地／富士見町境12067

■ 電話／0266-66-2131

■ 種類／日帰り温泉



【創造の森】

＼ 紅葉のゴールデンカーベットは必見 ＼

紅葉展望スポット「創造の森」は、自然の中に50体の彫刻が展示された屋外美術館。散策路の途中に、作家たちのメッセージを伝える個性的な彫像が点在し、思わず足をとめてしまう。3つの展望から望む富士山や南アルプス、北アルプスの絶景、黄金色に輝くカラマツの林。アートと絶景の贅沢なコラボレーションを思い切り楽しもう。

■ 所在地／富士見町境12067

■ 電話／0266-66-2131



広告



ダイキャスト・プラスチック
金型設計・製作
成形 及 加工・後処理

Mold Engineering Die Co.,Ltd.

株式会社 メディック

〒399-0211 富士見町富士見3749-2

TEL.0266-62-3865

FAX.0266-62-5712

E-mail info@medic-mold.com

HP http://www.medic-mold.com

信頼と
技術の絆



入笠山エリアの景色を見に行こう!

色とりどりの花々を見ながら
大パノラマが広がる山頂へ

【富士見パノラマリゾート】

8人乗りゴンドラを使って、花の宝庫である入笠湿原や入笠山山頂へのお手軽トレッキングがおすすめ! 入笠山山頂からは富士山をはじめ南・中央・北アルプスまでを見渡すことができ、数えると深田久弥の「日本百名山」のうち22山を見ることができます。360度の大パノラマをお楽しみください。

■所在地/富士見町富士見6666-703

■電話/0266-62-5666



入笠すずらん山野草公園

入笠湿原



入笠すずらん山野草公園



ハケ岳展望台



富士山も見える



恋人の聖地



秋の雲海ゴンドラ&紅葉ゴンドラ

雲海発生率約6割



紅葉ゴンドラ



展望台からも!



冬を楽しもう!

晴天率
85%

ゴンドラで
天空の
ゲレンデへ

3km
ロング
コース



広告

「一流の設備、技術、人財で最高の金型を」



株式会社明工精機

〒399-0212

長野県諏訪郡富士見町立沢390-1

TEL 0266-78-8533 FAX 0266-78-8422





ゴンドラ

ハケ岳を望む
大パノラマ

さわやかトレッキング

100万本の
日本すずらんの群生(6月)日本最大級
マウンテン
バイクパーク

MTB



パラグライダー

体験も
ライセンス
取得も

まだまだあります！

入笠山エリアの見どころ！



【大阿原湿原】

入笠山の南方、標高1,810mに広がる約12haの高層湿原。湿原としては乾燥度が高く、老年時代に入っているため、植物相も低木が侵入している。地層は秩父帯に属し、周囲には大きなチャートなどの岩塊が見られる。湧水が豊富で、湿原を潤した後にティ沢を流れ下り小黒川に合流する。



【ティ沢】

大阿原湿原を源流とし、手つかずの自然林や可憐な草花、岩に付着したコケと清流が美しい。川沿いに進めば、チャートや石灰岩、堆積岩類などを観察することができる。ティ沢の「ティ」は、もともと「梯」だったともいわれており、渡るにはいくつもの梯子が必要な沢の流れを形づくっている。チャートは侵食に強いので、急峻な地形をつくりやすい。

富士見パノラマ周辺
でくつろぐなら

【ゆ～とろん水神の湯】

湧き出る源泉100%を適温にして、そのまま湯船に引き入れるかけ流し天然温泉は、とろ～んとした感触が特徴。露天風呂は石風呂、檜風呂、洞窟風呂などをはじめ、豊富なバリエーションで楽しめる。

■所在地／富士見町富士見9547
■電話／0266-62-8080



広告



思い出のアルバムを作ろう！

ここに写真を貼ってください

年 月 日 天気

思い出メモ:



Sansho Garden ぬくもり空間づくりのお手伝い
庭設計施工・庭木手入れ・わら細工/縁起物製作

ぬくもり薬工房 三照園

サンショーガーデン



造園・フェンス・庭木手入れ等
庭周りのご相談はお気軽にどうぞ

TEL (0266) 62-5460

代表 三井一照

諏訪郡富士見町乙事537-1

nukumori@sanshoen.jp サンショーガーデン 緑家



＼新そばを食べよう！／

【そば処 おっこと亭】

乙事地区に代々伝わるそば打ちの技を受け継ぐ素朴な味わいの二八そば。地粉へのこだわりを徹底し、そば粉はもちろん2割の小麦粉も地元産。そば打ちに使う水も茹でるお湯も、すべて敷地内の井戸から汲み上げる湧き水を使用している。四季折々の食材を使った季節の一品も楽しみ。

■所在地／富士見町乙事3777-3

■電話／0266-62-7188



【道の駅「信州葛木宿」】

休憩、入浴、食事、買物などが楽しめる道の駅「信州葛木宿」では、富士見町の様々な情報も発信している。

■所在地／富士見町落合1984-1

■電話／0266-61-8222

天然温泉 つたの湯 ゆ

「道の駅信州葛木宿」に併設する「つたの湯」は、気軽に立ち寄れる本格温泉。大浴場、源泉風呂、ジャグジー、サウナのほか、露天風呂もあり、入浴後は、広々とした休憩所でゆっくりくつろげる。



広 告

七号酵母誕生之酒蔵
宮坂醸造株式会社
〒392-8686 長野県諏訪市元町1-16
TEL.0266-52-6161 FAX.0266-53-4477

諏訪蔵に続き、1982年に富士見に建設。

富士見蔵
MASUMI

富士見蔵 諏訪郡富士見町富士見
諏訪蔵 諏訪市元町
www.masumi.co.jp



地元の特産品を食べよう!



【ルバーブ】

爽やかな酸味と真っ赤な色特徴の植物です。

ジャムやソフトクリーム、カレー、ジュースなど富士見町の様々な場所で見かける特産品。



【高原野菜】

標高1000mの冷涼な気候を活かし栽培され、新鮮でおいしい野菜は地元からも観光客からも愛されています。高原野菜を使ったメニューも続々とでており、富士見町のご当地グルメとして注目を集めています。



【ブルーベリー】

清らかな水と空気、太陽が育む豊かなブルーベリー。富士見町には、摘み取り体験(7~9月上旬)も出来る観光農園もあります。健康やアンチエイジングの観点からも注目の食材です。



【風立ちぬ トマトジュース】

新鮮なトマトで作ったジュースは、トマト本来のコクと甘みが活かされ、トマトジュースが苦手な人でもおいしく飲めると評判です。

問い合わせ

富士見町役場産業課 TEL 0266-62-9228 / 富士見町観光協会 TEL 0266-62-5757

広告

広告

有力ネ二
不動産売買・土地測量・建築設計
牛山土地家屋調査士事務所
〒399-0214
諏訪郡富士見町落合11212
TEL 0266-62-4117/FAX 0266-62-7885

Flower design & school
FEJ認定校
Petit Fleur
～風花舎～
携帯：090-4161-6229
※OPEN は適当
お電話にてお問い合わせください

信州富士見湯原 両国屋豆腐店

豆腐製造 両国屋

日本人が忘れかけた豆腐、富士見にはあります。

富士見駅前商店街 八十二銀行横向かい
0266-62-2207
富士見町落合9984

生産者直売コーナー 充実の品揃え
安全 安心 新鮮

A・コープ ファーマーズ 富士見店

〒399-0214
諏訪郡富士見町落合字南原山 9984-1025
TEL: 0266-62-2090 FAX: 0266-62-5872
営業時間：9:30～20:00(日・祭日 9:00～)
定休日：年に数回いずれかの水曜日
※休日週は店舗にご確認ください。

富士見町中央支所 諏訪郡富士見町落合 10036-8 TEL.0266-62-2010	西山支所 諏訪郡富士見町富士見 7863-1 TEL.0266-62-2002
落合支所 諏訪郡富士見町落合 6334 TEL.0266-62-2115	立沢支所 諏訪郡富士見町立沢 523 TEL.0266-62-2039
乙事支所 諏訪郡富士見町乙事 5822 TEL.0266-62-2041	境支所 諏訪郡富士見町境 7814 TEL.0266-62-3211
JAファームふじみ 諏訪郡富士見町落合 9984-725 TEL.0266-62-2325	ふじみ給油所 諏訪郡富士見町落合 9984-963 TEL.0266-62-8561

JA信州諏訪
信州諏訪農業協同組合／長野県諏訪市大字四賀字広瀬橋通 7841 番
TEL 0266-57-8000 FAX 0266-57-7600

富士見町コミュニティ・プラザ

所在地／富士見町富士見3597-1

富士見町コミュニティ・プラザは、公民館、図書館、博物館を兼ね備えた複合施設です。心の豊かさ、生きがい、地域づくりの拠点として町民に親しまれている施設です。

【富士見町公民館】

各種団体・サークル活動等に利用されています。

施設案内

- 大会議室 ●小会議室 ●AVホール
- 研修室 ●実習室 ●和室

※事前の利用申し込みが必要です

- 電話／ 0266-62-7900
- 開館時間／ 9:00 ～ 22:00
- 休館日／月曜日・祝日の翌日・年末年始



【富士見町立図書館】

富士見町図書館は人口1人当たりの貸出数が日本でも有数です。多様な世代の利用に対応した空間づくりや、幼児・高齢者向けの図書充実、さまざまな催しを開催しています。



- 電話／ 0266-62-7930
- 開館時間／ 9:30 ～ 18:00(休館日・火曜日・金曜日をのぞく)
9:30 ～ 20:00(休館日をのぞく、毎週火曜日・金曜日)
- 休館日／月曜日・毎月最終金曜日・蔵書整理期間・年末年始

【富士見町高原のミュージアム】

高原のミュージアムでは、アララギ派の歌人伊藤左千夫をはじめ、島木赤彦、斎藤茂吉、詩人尾崎喜八などの資料を展示しています。また、竹久夢二や、堀辰雄などの著名人、富士見高原療養所に関する資料も併せてご覧ください。

- 電話／ 0266-62-7930
- 開館時間／ 9:30 ～ 17:30(入館は17:00まで)
- 休館日／月曜日・祝日の翌日・年末年始
- 入館料／大人(高校生以上)300円、小人(小・中学生)150円





【町民センター】 \ 体を動かして汗を流そう! /

施設案内

- 体育室 バレーボール2面・バスケットボール2面・バドミントン6面
- 第1研修室 収容人員:約40名
- 第2研修室 収容人員:約40名
- 料理実習室 収容人員:約40名
- 大会議室 収容人員:約200名
- 和室(10畳×3部屋)
- トレーニングルーム(利用講習会(不定期開催)受講者に限り利用可)

- 所在地/富士見町落合10039-4
- 電話/ 0266-62-2400
- 開館時間/ 8:30 ~ 22:00
- 休館日/月曜日・祝日の翌日・年末年始



【井戸尻考古館・歴史民俗資料館】

「この土器は一級品」と考古学者からも折り紙つきの井戸尻考古館。複雑でダイナミックな土器。一見ゆるキャラにも見える愛らしい土偶。でも、そこには縄文時代の世界観や宗教観が隠されているようです。どこか不思議な縄文アートに触れながら、ロマンに思いをはせてみてください。

一方、歴史民俗資料館には、町内から収集した農具、民具、生活用具などの民俗資料、刀剣・甲冑などの古美術品が展示してあります。これだけ資料が充実している博物館は近隣市町村にはないと、高く評価されています。

1. 美しい造形が縄文人の芸術性を物語る「水煙渦巻文深鉢」
2. 「始祖女神像土偶」の両手を広げた姿は双葉を表していると考えられている。このような解説を聞くと土偶の奥深さになんだかワクワクしてくる。
3. 土器に描かれた、想像上の水棲生物「みづち」。この種の土器図像から縄文時代の人々の世界観を垣間見ることができる。

- 所在地/富士見町境7053(井戸尻考古館)
- 電話/ 0266-64-2044
- 開館時間/ 9:00 ~ 17:00
- 休館日/月曜日・祝日の翌日・年末年始
- 入館料/一般大人(高校生以上) 300円、小人(小・中学生) 150円
(民俗資料館と共通 諏訪郡下の小中学生は無料)



1



2



3

広告

超精密ダイカスト、精密加工

MIYAMA INDUSTRIES, LTD.



みやま工業(有)

富士見町 暮らしの便利帳が 電子書籍に!!

わが街 事典®

こちらから確認できます!

http://www.scinex.co.jp/wagamachi/loco/20362/dl_pc.html



パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



無料

閲覧に伴う通信料はご負担ください



「わが街事典」 電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性 📱



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら ➡

<http://www.scinex.co.jp/wagamachi/ebook/support.html>

行政ガイド INDEX

Fujimi Town Guide Book 2018

 防災・救急	20	 子育て・教育	42
 届け出・証明	25	 生活・環境	48
 税金・料金	28	 相談・自治会	53
 保険・年金	31	 議会・選挙	54
 福祉・健康	34		

日々の暮らしにご活用ください

広告

諏訪信用金庫は地域の皆さまを全力で応援しています

**預金や各種ローン、資産運用、経営支援など
お気軽に最寄りの諏訪信用金庫各営業店までご相談ください。**

＜富士見地区店舗一覧＞

富士見支店
富士見東支店

諏訪郡富士見町富士見3585番地3・(0266) 62-3131
諏訪郡富士見町落合10060番地2・(0266) 62-7500



諏訪信用金庫
SUWA SHINKIN BANK

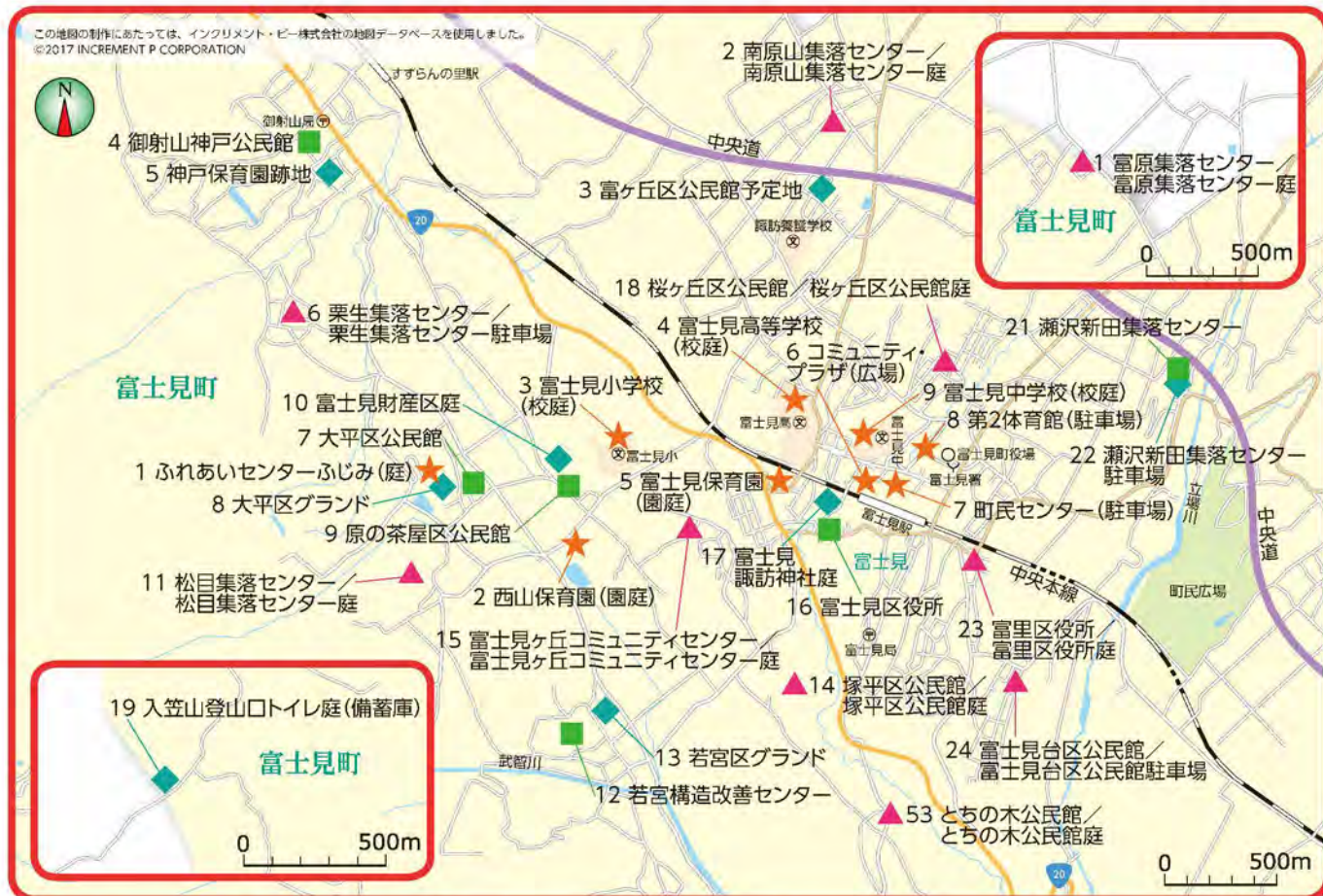


防災・救急

避難所・避難場所・緊急連絡先・避難情報

問 防災危機管理係 ☎62-9326

防災・救急



避難地区	第一次避難所		第二次避難所
	避難施設	避難場所	避難施設(避難場所)
御射山神戸地区	4 御射山神戸公民館	5 神戸保育園跡地	
栗生地区	6 栗生集落センター	7 栗生集落センター駐車場	
大平地区	8 大平区公民館	9 大平区グランド	
松目地区	11 松目集落センター	12 松目集落センター庭	
原の茶屋地区	9 原の茶屋区公民館	10 富士見財産区庭	
若宮地区	12 若宮構造改善センター	13 若宮区グランド	
とちの木地区	53 とちの木公民館	54 とちの木公民館庭	
塚平地区	14 塚平区公民館	15 塚平区公民館庭	
富士見ヶ丘地区	15 富士見ヶ丘コミュニティセンター	16 富士見ヶ丘コミュニティセンター庭	
入笠地区		19 入笠山登山口トイレ庭(備蓄庫)	

避難地区	第一次避難所		第二次避難所
	避難施設	避難場所	避難施設(避難場所)
富士見地区	16 富士見区役所	17 富士見諏訪神社庭	
南原山地区	2 南原山集落センター	3 南原山集落センター庭	
富原地区	1 富原集落センター	4 富原集落センター庭	
富里地区	23 富里区役所	24 富里区役所庭	
富士見台区	24 富士見台区公民館	25 富士見台区公民館駐車場	
桜ヶ丘地区	18 桜ヶ丘区公民館	19 桜ヶ丘区公民館庭	
富ヶ丘地区	3 富ヶ丘区公民館予定地	4 富ヶ丘区公民館庭	
瀬沢新田地区	21 瀬沢新田集落センター	22 瀬沢新田集落センター駐車場	

防災関連施設			
16	第一次避難所(施設・場所)	17	第一次避難所(避難場所)
53	第一次避難所(避難施設)	54	第二次避難所(施設・場所)

広告

土木工事・重機伐採一式請負

長野県知事許可 第21181号

(有)久保井土木

代表取締役 久保井 淳

富士見町塚平

FAX兼用 ☎62-3181



避難地区	第一次避難所		第二次避難所
	避難施設	避難場所	避難施設(避難場所)
乙事地区	乙事区役所	乙事区役所庭	本郷保育園(園庭)
立沢地区	立沢構造改善センター	立沢構造改善センターブランド	本郷小学校(校庭)
小六地区	小六区公民館	小六母沢広場	境保育園(園庭)(P22)
葛窪地区	葛窪転作研修センター	葛窪転作研修センター庭	境小学校(校庭)(P22)
ハケ岳地区	ジュネス体育館	ジュネス体育館駐車場	

防災関連施設	
第一次避難所(施設・場所)	
第一次避難所(避難施設)	
第一次避難所(避難場所)	
第二次避難所(施設・場所)	

広告

一般設計・施工

〒399-0214 富士見町落合13,487
TEL:0266-62-6735 FAX:0266-62-6787

双葉建築

代表 笠原 俊比古

車のへこみきれいに直します

- 鈑金塗装
- 車検整備
- 新車中古車販売
- デントリペア

雨宮鈑金

富士見町落合10896-2 (瀬沢新田)
TEL 0266-62-7722
FAX 0266-62-7744

ハケ岳での高原ライフをお手伝いします

- 不動産売買・仲介・管理
- 造園・植栽の設計・施工・管理
- 土木・建設業の設計・施工・管理

有限会社 **ハケ岳ホーム&リゾート**

富士見町立沢1-1748
☎ 0266-61-7670 FAX 0266-61-7671
<http://yhr.acz.jp> (水曜日定休)



防災・救急



避難地区	第一次避難所		第二次避難所	
	避難施設	避難場所	避難施設(避難場所)	
木之間地区	48 木之間区公民館	48 木之間運動場	★ ふれあいセンター	
花場地区	51 真澄富士見事業所	51 真澄富士見事業所庭	★ 西山保育園(園庭)	(P20)
休戸地区	52 横吹集落センター	52 横吹集落センター庭	★ 富士見小学校(校庭)	(P20)
横吹地区	30 先能集落センター	30 先能集落センター庭		
下鳥木地区	40 上鳥木集落センター	40 上鳥木十五社庭		
上鳥木地区	40 上鳥木集落センター	40 上鳥木集落センター庭		
神代地区	34 神代区公民館	34 神代区公民館庭		
平岡地区	32 平岡区公民館	32 平岡区公民館庭		
机地区	31 机集落センター	31 机集落センター庭		

避難地区	第一次避難所		第二次避難所	
	避難施設	避難場所	避難施設(避難場所)	
先能地区	30 先能集落センター	30 先能集落センター庭		
瀬沢地区	29 瀬沢区公民館	29 瀬沢区公民館庭		
鳥帽子地区	33 鳥帽子区公民館	33 鳥帽子区運動公園		
高森地区	36 高森区公民館	36 高森区公民館庭		
信濃境地区	37 信濃境区公民館	37 信濃境区運動広場		
池袋地区	39 池袋区公民館	39 池袋区公民館庭		
田端地区	44 田端区公民館	44 田端公園		
先達地区	46 先達区公民館	46 先達区公民館駐車場		

防災関連施設

第一次避難所(施設・場所)	第一次避難所(避難場所)
第一次避難所(避難施設)	第二次避難所(施設・場所)

わが家の防災メモ

いざという時に慌てないように、あらかじめ記入しておきましょう。

避難所

家族が離ればなれになった時の集合場所

家族の連絡先・データ

氏名

携帯電話

会社・学校

会社・学校の電話

町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さまに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。また、屋外拡声子局及び告知放送、防災緊急メール、広報車等により町民の皆さまにお知らせします。

呼びかけの種類	発令時の状況	町役場からの呼びかけ	皆さんのとるべき行動
避難準備・高齢者等避難開始	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	△川が氾濫する危険性が高くなってきましたので、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。次の地区の方は避難準備を始めつつ、お年寄りの方など要援護者の方の避難を始めてください。	お年寄りや子どもは、この段階で指定された避難所に避難させましょう。避難の準備を整え、防災無線、ラジオおよびテレビの放送にも絶えず注意を。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	△川が氾濫する危険性が非常に高くなりましたので、避難勧告を発令します。次の地区の方は速やかに避難を始めてください。	家族、近所で助け合いながら指定された避難所にすみやかに避難を始めましょう。
避難指示(緊急)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・堤防の隣接地帯等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・人的被害が発生した状況。	△川の堤防が(□□)で決壊する危険がありますので、避難指示を発令します。次の地区の方はただちに避難してください。	危険が間近に迫っています。一刻も早く避難を完了してください。

危険大

「自助」「共助」

大規模な災害では、役場も被災することから、行政機能が麻痺することが予想されます。自分の命は自分で守る「自助」と自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が重要です。また、日ごろから自主防災組織へ積極的に参加し、災害に強い地域を作りましょう。

災害情報

災害時には、防災行政無線や臨時災害放送局を通じて、町より各種情報を提供します。また、みなさまからの情報もすみやかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。なお、利用にあたっての事前の契約等は不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分 ●水(目安3ℓ/日1人) ●救急用品
- ラジオ・懐中電灯 ●衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
- オムツなどの生活用品 ●現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

防災緊急メール

富士見町では防災に関する情報を携帯電話やパソコンなどに配信するサービスを提供しています。メール配信を希望する方はあらかじめメールアドレスを登録する必要があります。バーコードリーダー付携帯電話をお持ちの方はQRコードをご利用ください。

●防災緊急メール
(<http://admj.biz/subscriber/?storeid=146>)

登録専用QRコード




株式会社 岡谷組
 代表取締役 野口 行 敏
 〒394-0029
 長野県岡谷市幸町6番6号
 TEL(0266)23-5671 FAX(0266)23-5657
 office@okayagumi.co.jp
 南諏支店
 〒399-0214
 富士見町落合 9886-3
 TEL(0266)62-5727


(有)泉屋
 営業時間
 10:00~19:00
 毎週日曜日定休
 富士見町落合9997-6
 ☎0266-62-5175

通報はあわてず、正確に！！

火事
のとき

火事です！
(家・山)が
燃えています。

住所は、富士見町(例：富士見・
落合など)〇〇番地です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号室とい
うことも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物名
など)を伝えてください。

火事や救急のときは119番



救急
のとき

交通事故
(急病)です！

場所(住所)は、富士見町(例：
富士見・落合など)〇〇番地
です。目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合：事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合：患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。



🔴 こんなときは届け出を！

問 消防課 ☎61-0119

■ 次の行為をする場合は、消防署へ

- 火災とまぎらわしい煙や、火災を発生するおそれのある行為
- 少量危険物(例：灯油で200ℓ以上1,000ℓ未満、ガソリンで40ℓ以上200ℓ未満)の貯蔵や取り扱いをするとき
(個人で取り扱う場合は、数量が異なります。)
- プロパンガス(300kg以上)や圧縮アセチレンガス(40kg以上)の貯蔵や取り扱いをするとき

🔴 夜間・休日当番医のご案内

問 消防課 ☎61-0119

休日当番医は、日・祝日などに急を要する症状となった場合に、初期の救急医療として診察などを行う医療機関です。
休日に急な発熱・下痢・嘔吐などの症状が出たときは、当番医の医療機関をご利用ください。

■ 休日当番医は以下の方法でお知らせしています。

- 毎月発行する広報紙
 - ホームページ
- 夜間は、富士見高原病院(☎62-3030)にお問い合わせください。

広 告

富士見町上下水道指定工事店

有限会社 窪田鉄工設備

給排水・衛生・冷暖房
設計 施工

〒399-0211
長野県諏訪郡富士見町富士見4654-588

TEL.0266-62-3253
FAX.0266-62-3253

プラスチック 金型
ダイカスト

設計・製作

有限会社 樋口金型

〒399-0211
富士見町富士見3764-6

TEL 0266-62-4841
FAX 0266-62-3436





届け出・証明

届出時には窓口で本人確認を行います

問 住民係 ☎62-9112

▶ 戸籍の届け出(出生・婚姻・死亡届については休日・夜間は宿日直が受け付けます。)

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日から14日以内

- 出生証明書
- 届出人(父または母)の印鑑
- 母子健康手帳
- 父または母の保険証

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、
本籍地、出生地



婚姻届

お持ちいただくもの

届け出た日から効力を生じる

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 夫妻(旧姓)の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード
- 未成年者は父母の同意書

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、本籍地

離婚届

お持ちいただくもの

届け出た日から効力を生じる

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、本籍地

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人の印鑑
- 静香苑使用料(静香苑をご利用の場合)

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地



▶ 住民登録の届け出(転出の場合「転出証明書」が交付されます。)

転入届

お持ちいただくもの

引っ越してきた日から14日以内

- 転出証明書
- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

転出届

お持ちいただくもの

転出予定日までに

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



転居届

お持ちいただくもの

転居した日から14日以内

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



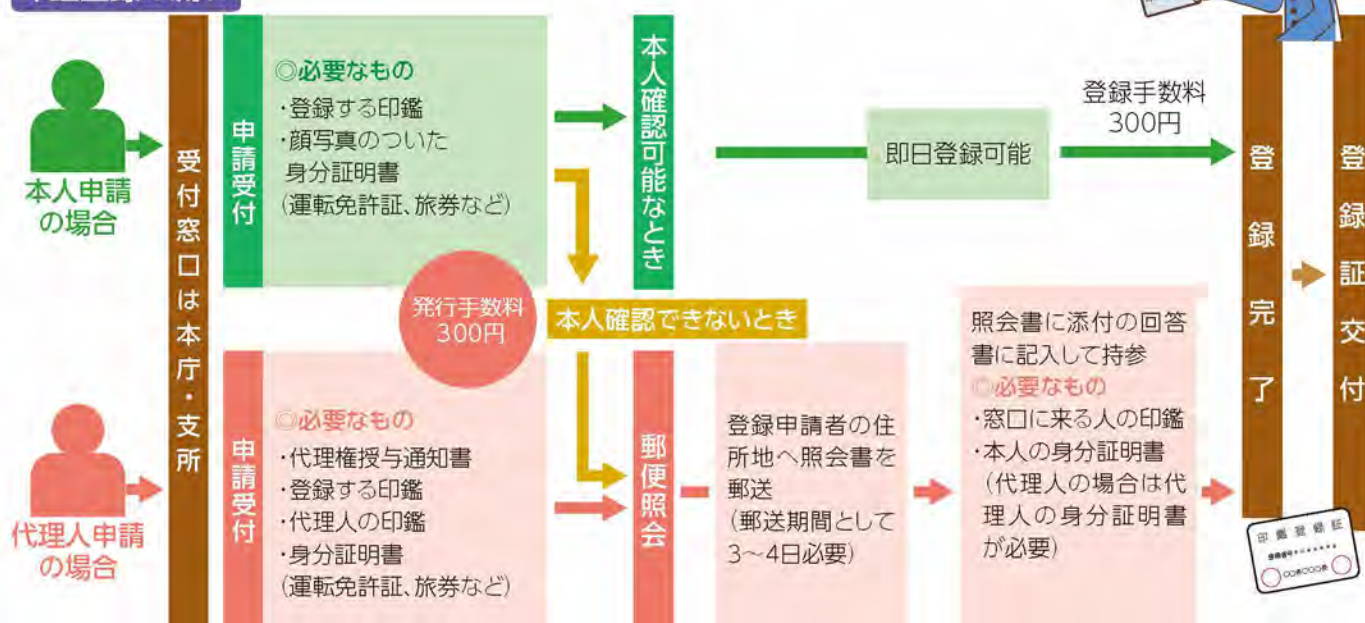
届け出・証明

誰でも登録できるの？

満15歳以上で富士見町に住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。

印鑑登録の流れ

届け出・証明



※登録できる印鑑は、大きさ8mm～25mmで、印形の変化しやすい印鑑は登録できません。

マイナンバー制度

問 マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-20-0178

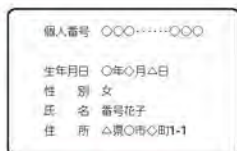
マイナンバーとは国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、平成28年1月以降には身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「マイナンバーカード(個人番号カード)」が申請により交付されます。

通知カード (紙製のカードです)

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたもので、住民登録されているすべての方に送られます。

※紛失しないようご注意ください。

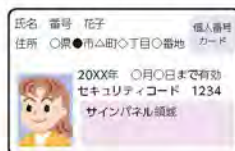
顔写真が入っていませんので、本人確認書類にはなりません。別途顔写真が入った証明書が必要になります。



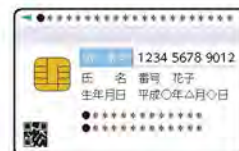
イメージ

マイナンバーカード(個人番号カード) (プラスチック製のカードです)

顔写真が表示されます。「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、地方公共団体情報システム機構に申請すると交付されます。



イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カードをご持参ください。

●転入・転居・国外転出などの異動 ●戸籍届出の氏名などの変更

▶ 交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では個人情報の保護や、なりすまし等による不正な請求を防止するため、交付申請時に本人確認を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付)	分類2	分類3
証明書類の名称	●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ●住民基本台帳カード(写真付き) ●マイナンバーカード(個人番号カード)など	●各健康保険被保険者証 ●国民年金手帳 ●年金証書 ●住民基本台帳カード(写真なし)	●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍関係・住民票関係	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

(本人確認書類は有効期間内のもので、住民登録されている住所が記載されているものに限りです。)

▶ 戸籍・住民票関係の発行

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 300円	●本人の場合(同一世帯の方の申請も可能) ・本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 300円	●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。 ※窓口に来られる方の印鑑をご持参ください。 ●戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要 ●第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	
改製原戸籍謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 300円	
身分証明書	1通 300円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※本籍地の市区町村で発行します。
改葬許可書	無料	●申請者の本人確認書類 ●埋葬の状況を証する書類
印鑑登録証明書	1通 300円	●印鑑登録証(カード)

memo



届け出・証明



税金・料金

税金の種類

問 町民税係 ☎62-9122 / 資産税係 ☎62-9124 / 収納係 ☎62-9123

	納税義務者	備考
町県民税	・1月1日現在、町内に住所がある方で、前年中に所得があった方 ・1月1日現在、町内に家屋敷または事務所・事業所を所有する方で、町内に住所がない方	税額は、前年の所得に応じて負担する「所得割」と定額で負担する「均等割」の合計額です。町内に住所がなく家屋敷または事務所・事業所がある方は「均等割」のみが課税されます。 ※生活保護法の規定により生活扶助を受けている方、障がい者・未成年者・寡婦(夫)であって前年の所得が一定額以下の方は「所得割」及び「均等割」が課税されません。
法人町民税	1月1日現在、町内に事務所または事業所、寮等がある法人	税額は、法人税額に応じて負担する「法人税割」と資本金等の金額と従業員数に応じて負担する「均等割」の合計額です。
固定資産税	1月1日現在、町内に土地・家屋または償却資産を所有する方	固定資産税は課税標準額に、税率の100分の1.4をかけた額となります。町内において会社または個人で事業(営業、農業等)を行っている方は、1月31日までに償却資産の申告が必要です。
軽自動車税	4月1日現在、軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車(農耕作業車を含む)及び二輪の小型自動車を所有する方	身体に障がいのある方等が所有し、本人や家族が運転する車の税金は免除される場合があります。

納期一覧

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書 送付月												
町県民税			1期 全期分		2期		3期			4期		
固定資産税	1期 全期分			2期					3期		4期	
軽自動車税		1期 全期分										
国民健康保険料	4期 3ヶ月分	5期	6期	7期 9ヶ月分	8期	9期	10期	11期	12期	101期	102期	103期
後期高齢者医療保険料				1期 9ヶ月分	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
※納期ごと納付書を送付します。口座振替の方は保育料決定通知書のみ送付します。												
水道料金 下水道使用料		3・4月分		5・6月分		7・8月分		9・10月分		11・12月分		1・2月分
住宅使用料	4月分 全期分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
有線放送使用料	1期 3・4月分		2期 5・6月分		3期 7・8月分		4期 9・10月分		5期 11・12月分		6期 1・2月分	

税関係の証明書の発行

種類	手数料	主な使用目的	担当係
所得課税扶養証明書	300円	保証人、資金の借入金、社会保険等の資格調査等授業料免除申請、保育所幼稚園入所用、奨学金等	町民税係
営業証明書(所在)	300円	法人の車両購入・登録	
納税証明書	300円	保証人、資金の借入金、公団・公営住宅入居、建設業者の指名願、入札等	収納係
軽自動車納税証明書	無料	車検用	
評価証明書	300円	相続・売買価格の算定等	資産税係
土地家屋課税台帳写(名寄帳)	300円	所有する資産の確認等	
公課証明書	300円	参考税額の確認等	
資産証明書	300円	保証人・資金の借入等	
住宅用家屋証明書	1,300円	登録免許税軽減の添付資料	
評価通知書	無料	登録免許税の算出資料として法務局へ提出	

※印鑑、運転免許証等の本人確認書類、本人以外の方は委任状などの必要書類をご用意いただき、財務課窓口へお越しください。

➡ 納付書払い

下記納付場所にて、納期限までにご納付ください。

- ①富士見町役場 会計室
- ②指定金融機関
(八十二銀行・諏訪信用金庫・信州諏訪農業協同組合・三井住友銀行・ゆうちょ銀行)
- ③コンビニエンスストア提携店
※税金と国民健康保険料はコンビニエンスストアでのお支払いが可能です。
提携店は、納付書の裏面に記載されていますので、ご確認ください。

➡ 口座振替

振替日(納期限)の前日までに振替口座の残高をご確認ください。

指定金融機関での口座振替が可能です。
(八十二銀行・諏訪信用金庫・信州諏訪農業協同組合・三井住友銀行・ゆうちょ銀行)
残高不足で振替できなかった場合は、翌月の中旬に再振替を行います。事前に通知しますので、前日までに口座へ入金してください。

《町税・料金の納付は、便利で確実な口座振替がおすすめです!!》

【申込方法】

財務課収納係または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

【必要なもの】

銀行届出印、通帳、納税通知書

【口座振替の開始】

口座振替依頼書のご提出日によって異なります。
ご提出された月、または翌月の納期から振替となります。提出される際にご確認ください。

町税等の納付ができないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難な場合は、財務課収納係にご相談ください。
滞納のままですと、財産の差押などの滞納処分を受ける場合もありますので、ご注意ください。



税金・料金

広 告

経理 税務調査 相続 贈与 成年後見



関東信越税理士会 諏訪支部所属

三好吉仁税理士事務所

税理士 三好 吉仁

〒399-0211

長野県諏訪郡富士見町富士見3400-35

TEL・FAX 0266-62-6120

こんな時はお問い合わせください

<町民税係 ☎0266-62-9122>

- 従業員が就職・退職したとき
- 事業実習生を雇用したとき
- 海外へ転出するとき
- 住所が富士見町内になく家屋敷等を所有されている方で、対象の家屋敷等が老朽化した又は他人に貸すとき

<資産税係 ☎0266-62-9124>

- 固定資産の所有者(納税義務者)が亡くなったとき
- 固定資産の所有者(納税義務者)の住所変更があったとき(海外赴任等を含む)
- 家屋の一部または全部を解体したとき
- 新築住宅を建てたとき
- 土地家屋の利用状況が変更になったとき
- 登記されていない家屋の所有者が変更になったとき
- 町内において会社または個人で事業を始めたとき、やめたとき
- 償却資産を取得処分したとき

※登記がある土地・建物については長野地方法務局諏訪支局へお問い合わせください。<☎0266-52-4404>

<収納係 ☎0266-62-9123>

- 税金・料金の納付方法を変更したいとき(例えば、口座振替にしたい、納付書払いにしたい 等)
- 税金・料金のお支払いでお困りのとき
- 軽自動車の手続きの関係でご不明な点があるとき

memo



税金・料金



保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

こんなときは届け出を

問 国保年金係 ☎62-9111

転入や転出、就職や退職などの異動に伴い、健康保険の手続きも必要となります。

異動があった場合は、14日以内に必ず届け出ましょう！

※代理人が申請する場合は、世帯主の委任状と代理人の本人確認書類が必要となります。

	こんなとき	届出に必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	印鑑、前住所地の転出証明書、届出者の本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
	職場の健康保険をやめたとき (職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき)	印鑑、職場の健康保険資格喪失(被扶養者抹消)の証明、届出者の本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
	子供が生まれたとき	印鑑、母子健康手帳、世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、届出者の本人確認書類
国民健康保険をやめるとき	他市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証、届出者の本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の保険証、職場の保険証(未交付の場合は、加入を証明するもの)、届出者の本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
	死亡したとき	国保の保険証、葬祭を行った方の印鑑と預金通帳
その他の届出	町内での住所の変更	印鑑、国保の保険証、届出者の本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
	世帯主や氏名の変更	
	世帯の分離や合併	
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、国保の保険証、在学証明書又は学生証、届出者の本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード
再交付	保険証を紛失したとき	印鑑、届出者の本人確認書類、マイナンバーカードまたは通知カード

●本人確認書類には、運転免許証やマイナンバーカードなどをお持ちください。

国民健康保険料

問 町民税係 ☎62-9122

保険料の決め方

保険料の納付義務者は世帯主です。次の4つを計算して保険料が決まります。

所得割	資産割	均等割	平等割
世帯の加入者の所得に応じて計算	世帯の加入者の固定資産税に応じて計算	世帯の加入者の人数に応じて計算	一世帯当たりで計算

⚠ 保険料を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。

広告

●保険料の通知

◇通知は年2回、4月と7月に世帯主あてに送付されます。

4月に送付される通知は【仮徴収(暫定期分)】4月・5月・6月分

この期間は前年の所得が確定していないため、前年度の保険料をもとに暫定的な保険料で納めて頂きます。

7月に送付される通知は【本徴収(本算定分)】7月から翌年3月までの分

1年分の保険料が確定するため6月分までに納めていただいた仮徴収分を差し引き、残りの分を9回に分けて納めて頂きます。

◇所得金額の変更や、加入者の世帯異動(転入、転出、死亡、他の健康保険加入など)があった場合は、その都度変更通知をお送りします。

上原接骨院

受付時間

平日 am8:30~12:00
pm3:00~ 7:00

土曜 am8:30~12:00

お休み 日曜・祝日・土曜午後

富士見町落合11022-1
役場上信号機から500mハケ島方面へ

TEL 0266-62-6833



➡ 制度のしくみ



被保険者

- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありませんが75歳の誕生日の前に通知いたします。
- 65歳から75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により障がい認定を受けた方
障がい認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、窓口での手続きが必要です。



後期高齢者医療制度の運営は、長野県内のすべての市町村が加入する「長野県後期高齢者医療広域連合」が行います。

■ 保険証(被保険者証)

- 保険証は、1人につき1枚お渡しします。医療機関にかかる際は必ず提示してください。
毎年8月1日付けで更新となりますので、7月下旬に新しい保険証を郵送いたします。
- 75歳になる方は、誕生日の前月(1日生まれの方は前々月)にお知らせと保険証を郵送いたしますので、誕生日からは後期高齢者医療の保険証をお使いください。

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

保険証を紛失したとき	医療費が高額になりそうとき	転出したとき	転入・転居したとき
● 印鑑、本人確認書類を持って役場(国保年金係)で再発行の申請をしてください。 本人または同じ世帯の家族以外の方が申請をする場合は、委任状が必要です。	● 入院の際など医療費が高額になりそうときは、「限度額認定証等」が必要となりますので、国保年金係までご相談ください。	● 転出の届け出後、保険証は役場(国保年金係)まで必ずお返しください。	● 転入・転居の届け出後、約1週間後に保険証が送付されます。

■ 保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 被保険者全員が均等に負担	+	所得割額 被保険者の所得に応じて負担	=	年間保険料 4月から翌年3月までを1年間
----------------------	---	-----------------------	---	-------------------------

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

● 保険料が軽減されるとき

① 所得の低い方の軽減

◇ 均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等を合計した額が...	均等割額
● 33万円を超えないかつ、被保険者全員が公的年金収入80万円以下(その他所得がない)	9割軽減
● 33万円を超えないとき	8.5割軽減
● 次の計算式を超えないとき 33万円+(27.5万×世帯の被保険者数)	5割軽減
● 次の計算式を超えないとき 33万円+(50万×世帯の被保険者数)	2割軽減

② 職場の健康保険の被扶養者であった方への軽減

職場の健康保険に加入している方に扶養されていて、これまで自分で保険料を納めていなかった方も、後期高齢者医療制度の被保険者になると保険料を納めていただくことになります。

このような方には、急激な保険料負担を緩和するため、保険料の軽減措置があります

対象となる方	被保険者となる前日に、職場の健康保険の被扶養者であった方 ※ただし、市町または国民健康保険組合が運営する国民健康保険は対象外です。
軽減割合	① 均等割額 5割軽減 ② 所得割額 かかりません(負担なし)

国民年金とは

日本国内に住民票のある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



第1号被保険者

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です！



第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員



第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する 独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けないことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

問 長野県国民年金基金 ☎026-232-6591

こんなときは届け出を

	こんなとき	手続きに必要なもの	届出先
加入する・やめる	20歳になったとき (厚生年金の加入者は除く)	● 印鑑 ● 日本年金機構から送付される届出書類	富士見町
	会社などを退職したとき (被扶養配偶者も同様)	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 退職日のわかる書類	富士見町
	配偶者の扶養から外れたとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 扶養から外れた日のわかる書類	富士見町
	会社などに就職したとき	勤務先へお問い合わせください	勤務先
	婚姻や退職等で配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先へお問い合わせください	配偶者の勤務先
	年金手帳を紛失したとき	● 印鑑	第1号被保険者⇒富士見町 第2号被保険者⇒勤務先 第3号被保険者⇒年金事務所
年金受給者	受取金融機関を変更したいとき	● 印鑑 ● 年金証書 ● 新しい口座の通帳	年金事務所
	年金証書を紛失したとき	● 印鑑	年金事務所
	年金受給者が死亡したとき	年金事務所へお問い合わせください	年金事務所

■ 保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。



福祉・健康

介護保険制度

問 介護高齢者係 ☎62-9133

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、諏訪広域連合が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号
被保険者
65歳以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、町の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号
被保険者

**40歳以上
65歳未満**の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、町の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

諏訪広域連合(保険者)

介護保険制度の運営を行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

要介護認定の申請・
保険料の納付

被保険者証の交付・
要介護認定

富士見町

各種申請の受付や相談などの窓口業務を行います。

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを配置し、専門性を生かし連携して業務を行います。

- 高齢者総合相談窓口
- 介護予防活動

社会福祉士



主任
ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などによるサービスの提供

サービスの提供

利用料の支払い



福祉・健康

サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請



住民福祉課に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

- 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険被保険者証
 - 健康保険被保険者証(第2号被保険者のみ)
- 申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

調査と審査



訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果



要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限がかわります。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所
に依頼

介護予防サービス(予防給付)
介護予防・生活支援サービス事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)

地域包括支援センター
に依頼

介護予防・生活支援サービス
(介護予防・日常生活支援総合事業)

地域包括支援センター
に相談



介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。サービスを利用する場合にはケアマネジャー等に相談します。

① 自宅で受ける



① 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

② 訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

③ 訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

② 施設に通う



⑤ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

⑥ 通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで行います。

③ 短期の入所



⑦ 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

④ 介護環境を整える



⑧ 福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

⑨ 福祉用具購入

特定福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費（上限あり）が支給されます。

⑩ 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用（上限あり）が支給されます。改修前に申請が必要です。

⑤ 施設サービス



⑪ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な人が入所します。

⑫ 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑬ 介護療養型医療施設

長期にわたる療養や介護が必要な人のための医療機関の病床で、医療・療養上の看護などが受けられます。

⑥ 地域密着型サービス



住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

⑭ 小規模多機能型居宅介護

⑮ 地域密着型特定施設入居者生活介護

⑯ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

⑰ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問サービス）

広告



社会福祉法人

やさしさがはるお町

富士見町社会福祉協議会

富士見町富士見 8988-1

TEL 62-6766 (代) FAX 62-6772

<http://fujimi-shakyo.jp>

fureal-s@fujimi-shakyo.jp

町内に3つの拠点

7つのサービス

11の事業所



暮らしの喜び
暮らしの安心
暮らしの笑顔を支えます

看護師・OT・PT・介護職員・ケアマネ募集中!!

デイサービス&ショートステイ

ふれあいセンター Tel 62-6762
清泉荘デイサービス Tel 61-8210

生活機能向上型デイサービス

デイサービスかがやき Tel 64-2820

定期巡回・随時対応型訪問介護

24時間ケアサポートふじみ Tel 78-5111

ホームヘルパー・訪問入浴

ふれあい訪問介護・訪問入浴 Tel 61-1013
清泉荘訪問介護 Tel 61-8211

小規模多機能型居宅介護

一本松の家 Tel 78-6001

居宅介護支援

ケアマネジャー Tel 78-8987

地域包括支援センター

問 地域包括支援センター ☎62-8200

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援する機関です。

総合相談窓口

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

介護予防地域支援事業

高齢者の筋力アップ、認知症等の予防のための教室等を開催します。

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

介護予防支援

要支援者の介護保険ケアプランを作成します。

権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や、金銭管理、成年後見人制度の紹介等を行っています。

これからもこの街で
暮らしていきたい



富士見町おたっしゃ広場

問 地域包括支援センター ☎62-8200

高齢者が気軽に運動をしたり、同世代の仲間と交流する事で社会や人のつながりを持ち、自分らしい生活を続けられるよう応援する施設です。

開館日時	月～金曜日(土日・祝祭日・お盆・年末年始は休館) 9:00～16:00
場所	旧恋月荘(富士見高原病院上)
対象者	おおむね65歳以上で日常生活が自立されている方
利用料	無料



福祉・健康

おたっしゃ生きがい生活支援事業・認知症の支援

問 介護高齢者係 ☎62-9133 / 社会福祉協議会 ☎62-6766 / 地域包括支援センター ☎62-8200

町では「おたっしゃ生きがい生活支援事業」を実施し介護予防・生活支援事業を進めています。

給食サービス事業

調理の困難なひとり暮らし、高齢者世帯に対して夕食を配達して、栄養バランスのとれた食事を提供します。同時に安否確認も実施します。

対象者	おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯等
利用者負担額	1食410円、副食のみ1食300円(配達費用は町負担)
利用限度	週5食(月～金)

緊急通報体制整備事業

ひとり暮らしの高齢者等が安心して生活するため、緊急用の電話を取り付ける事業です。そして近隣の方に通報先になっていただき、緊急時にかけつけていただくサービスです。

対象者	ひとり暮らしの高齢者等
利用者負担	月額500円

福祉輸送サービス

福祉車両を使って、市内の病院等と利用者の自宅の間を移送します。

対象者	・車椅子などを使用している移動困難者で、公共交通機関等の利用が難しい障害者等
利用者負担額	片道540円、往復1,080円(社会福祉協議会へ納付)

福祉用具貸与事業(特殊寝台)

高齢者が在宅で自立した生活を営むことができるよう福祉用具を貸与します。

対象者	介護保険法による要支援1・2、要介護1の認定者等で非課税世帯の者
利用者負担	指定事業者提示額の1/2

家庭介護用品支給事業

在宅で高齢者を介護している家族に介護用品の一部を支給します。

対象者	介護保険法による要介護4または5と認定された、町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族
支給品目	紙おむつ、尿取りパット等
支給金額	年額一人当たり75,000円(一ヶ月6,250円)を限度とする

住宅改良アドバイザー事業

介護認定を受けた高齢者等、住宅改良により生活の向上が図られると認められる場合に、建築、医療、保健、福祉等各分野の専門家がアドバイスをを行います。

短期入所サービス事業(ショートステイ)

日常生活を営むのに支障がある虚弱高齢者、心身障害者等特別な理由によって、在宅において介護者が不在等となる場合において、長時間ひとりで生活することが困難であると認められる者に対して、一時的に保護するサービスです。

対象者	介護者が冠婚葬祭等で不在となる場合に、長時間ひとりで生活が困難である方
利用者負担額	1日2,000円+食事代1,690円(3食分)
利用限度	年間30日以内

訪問理容サービス

一般の理美容サービスを受けることができない高齢者に、出張サービスの移動に要する経費の一部補助を行います。年2回を限度とします。

住宅整備事業

介護認定を受けた高齢者等、住宅改良により生活の向上が図られると認められる世帯で、所得税が8万円以下の世帯に費用の一部を助成します。

在宅介護者リフレッシュ事業

重度の要介護者を在宅介護している方を対象に、日帰り旅行等を実施します。

認知症の支援

認知症初期集中支援チーム

専門職がご家族等の相談により、認知症が疑われている方または認知症の方及びご家族を訪問し、認知症状、生活状況等を把握してチームで支援を行います。

認知症キャラバンメイト連絡会

地域住民の認知症理解のために、「認知症サポーター養成研修」等を企画、実施します。

ふじみ見守りネットワーク(認知症SOSネット)

事前に登録をしていただくことで、いざというときに警察も含め各機関が連携して対応します。



障がいのある人の福祉サービス

障がい福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの人が対象のサービスです。手帳の取得については、社会福祉係へ。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分は、A1、A2、B1、B2があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届け出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき（再申請により障がい等級が変更することがあります）
- 本人が死亡したとき

■各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。（※特別児童扶養手当の申請は子ども課へ）

🔗 サービス一覧

問 社会福祉係 ☎62-9144

以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

身 身体障害者手帳 **療** 療育手帳 **精** 精神障害者保健福祉手帳

※各種手帳をお持ちでない人も、サービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

サービスの種類	内 容			お持ちの手帳が対象となるサービス		
補装具費の支給	支給要件に該当する人に対して、補装具（補聴器、義足、義肢、車いすなど）の購入費または修理費の支給を行います。			身	療	
日常生活用具の給付	支給要件に該当する人に対して、日常生活用具（聴覚障がい者用通信装置、電気式たん吸引器、ストマ用装具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費））などの支給を行います。			身		
自立支援医療費（育成医療・更生医療）の支給	支給要件に該当する人が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。（※育成医療の支給は手帳は必要ありません。）			身		
自立支援医療費（精神通院医療）の支給	在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。					
自立支援給付（障がい福祉サービス）および地域生活支援事業	障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）	日中活動系サービス	療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など	身	療	精
		居住系サービス	施設入所支援・共同生活援助（グループホーム）など			
		訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・短期入所（ショートステイ）など			
	地域生活支援事業		日中一時支援事業・移動支援事業・手話通訳者派遣事業・自動車改造費の助成など。			
障がい児通所給付	児童発達支援……小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 放課後等デイサービス……学校に就学中の障がい児（18歳未満）に生活能力の向上、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。					
各種割引制度	身体・精神障害者手帳および療育手帳の交付を受けている人は、バス、すずらん号やNHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。			身	療	精
福祉医療費給付事業	身体・精神障害者手帳および療育手帳の交付を受けていて、支給要件に該当する方を対象に、健康保険適用分の医療費（内科・歯科・調剤など）が助成されます。			身	療	精



福祉・健康

生活困窮(生活保護)相談

問 社会福祉係 ☎62-9144

病気や失業など、さまざまな困難の中で日常生活に困窮している方の相談に応じ、生活保護の申請や食料支援などの必要な支援につなげます。

一人で悩まずにまずはご相談ください。家族からの相談もお受けします。

【その他の相談窓口】

- ◆生活保護申請 諏訪保健福祉事務所(福祉課福祉係) ☎57-2911
- ◆食料支援や緊急的な資金貸付等 富士見町社会福祉協議会(地域福祉係) ☎78-8986
- ◆経済的困窮、失業、引きこもりなど、生活や仕事にお困りの方
長野県諏訪生活就労支援センターまいさぼ信州(富士見・原サテライト) ☎78-5563

住民健診

問 保健予防係 ☎62-9134

	対象者	検査内容
特定健診	40-74歳の国保加入者	身長・体重・腹囲・血圧測定、診察、血液(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿・貧血・心電図検査、眼底検査(特定健診のみ) ※集団健康診査(保健センターにおいて指定の日程で実施)と個別健康診査(町内医療機関で実施)があります。
長寿医療健診	75歳以上の人 後期高齢者医療加入者	
肝炎ウイルス検査	40歳で、特定健診・長寿医療健診を受診する人	血液検査(B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査)
大腸がん検診	40歳以上の人	便潜血検査
胃がん検診	35-79歳の人	胃部X線撮影(バリウム)
肺がんCT健診	45-80歳の人	胸部CT撮影 ※胸部レントゲン検診を受ける人は受診できません。 ※2年に1度対象になります。
胸部レントゲン検診	65歳以上の人	胸部X線撮影
前立腺がん検診	55-74歳の男性	血液検査(PSA)
子宮頸がん検診	20-79歳の女性	視診・子宮頸部細胞診 ※2年に1度対象になります。
乳がん検診	40-74歳の女性	乳房X線撮影(マンモグラフィー) ※2年に1度対象になります。
骨密度検診	45、50、55、60歳の女性	腰部X線撮影
歯周疾患検診 20歳の歯科健診	20、30、40、50、60、70歳の人 特定保健指導の対象者	歯科診察 パノラマレントゲン撮影(20歳のみ)



➡ 一般保健事業

■ 事業内容

健康教育	生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話および実習
健康相談	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人の健康・栄養・運動に関する相談を保健師・栄養士がお受けします。
住民健診	基本健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、結核検診
訪問指導	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人への保健師・栄養士による健康・栄養・運動などの訪問指導
保健指導	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な人へ保健師や栄養士が保健指導を行います。状況により、訪問指導も行います。
健康づくり教室	生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話・実習や心の健康など、毎日楽しく健康に過ごすための教室を開催します。
インフルエンザ予防接種	65歳以上の人及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(身体障害者手帳1級相当)で接種を希望する人に一部自己負担で実施。
高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種	①平成31年3月31日までは、65歳～100歳までの5歳刻みの人に一部自己負担で実施。 ※接種時期になりましたら、対象者に通知します。 ②60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の疾患がある人(身体障害者手帳1級相当)で接種を希望する人に一部自己負担で実施。 ③上記定期接種の対象者以外で過去に接種していない人に「高齢者用肺炎球菌ワクチン任意接種費用の助成制度」があります。詳しくは住民福祉課保健予防係へお問い合わせください。

➡ 精神保健福祉事業

精神障がい者のデイケアを毎月1回開催します。

➡ その他

■ 事業内容

献 血 移動献血車により町内で実施

このほかにも、保健予防係では心身の健康や栄養、運動に関する相談を随時お受けしています。相談を希望される方は、保健予防係(☎62-9134)までご連絡ください。





子育て・教育

子育て支援

➡ 手当・助成など

■ 妊婦一般健康診査 問 保健予防係 ☎62-9134

妊娠中に最大14回健康診査にかかる費用の一部補助を行っています。

受診には

- 妊婦一般健康診査受診券に母子健康手帳を添えて医療機関の受け付けに提出してください。
- 県内のほとんどの産婦人科医療機関で利用できます。医療機関の受け付けにおたずねください。
- 県外の医療機関で受診された方は、最終の受診日から6か月以内に保健予防係へ申請してください。

■ 妊婦歯科健康診査 問 保健予防係 ☎62-9134

妊娠中の歯の健康管理はお母さん、赤ちゃんのどちらにとっても大切です。妊娠中はホルモンバランスの変化などで、むし歯や歯周病が進みやすくなります。また、お母さんにむし歯があると、食事の口移しや食器からむし歯菌が赤ちゃんに移る可能性があります。歯科健診を受けて、母子ともに健康に過ごせるようにしましょう。

費用

無料(妊娠中に1回のみ)

※治療が必要な場合、治療費は自己負担になります。

受診方法

実施医療機関に電話予約し、書類を用意して受診してください。

必要な書類

- 母子健康手帳
- 妊婦歯科健診無料クーポン券付問診・結果票
- 健康保険証

■ 乳幼児等医療助成制度 問 社会福祉係 ☎62-9144

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児および児童を対象に健康保険適用分の医療費(医療・歯科・調剤など)が助成されます。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く。)

助成内容

申請書を提出し承認されると福祉医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関等は、この受給者証の提示で、窓口での支払いが受給者負担金のみになります。(柔道整復機関は支給方法等が異なります。)県外の医療機関等は、窓口で自己負担金をお支払いいただき、領収書を持参の上、社会福祉係に申請が必要となります。

受給者負担金 医療機関ごとに 月300円

■ 出産育児一時金 問 国保年金係 ☎62-9111

出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産一時金として404,000円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス16,000円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

■ 母乳相談等事業 問 保健予防係 ☎62-9134

出産した日から1年以内のお母さんを対象に、母乳相談等にかかる費用の一部補助を行っています。

受診には

- 母乳相談等助成券、母子健康手帳、本人確認書類を医療機関の受付に提出してください。
- 指定医療機関で利用できます。※事前予約が必要です。
- 指定医療機関外で受診をする方は、保健予防係へ申請してください。

■ 新生児聴覚検査費助成事業 問 保健予防係 ☎62-9134

新生児聴覚検査を実施した児を対象に、検査費用の一部助成を行っています。検査実施後3か月以内に保健予防係へ申請してください。

必要な書類

- 母子健康手帳
- 検査結果のわかるもの
- 検査費用の記載のある領収書 ● 申請書

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもや一定の障がいのある父母が、子どもを育てている場合に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

⚠ 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けられるときなど手当が支給されない場合があります。

■ 未熟児養育医療給付 ■ 保健予防係 ☎62-9134

原則として出生体重が2,000 g以下等で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を公費負担します。
申請方法はお問い合わせください。

❶ ひとり親家庭の支援

■ ひとり親家庭等医療費の助成 (問 社会福祉係 ☎62-9144)

母子・父子家庭の母、父および児童、父母のいない児童を対象に、健康保険適用分の医療費（医科・歯科・調剤など）が助成されます。18歳以下の方の医療費の助成について、詳しくは乳幼児等医療助成制度（P42）をご覧ください。

母子父子家庭等自立支援給付金 諏訪保健福祉事務所 ☎57-2910

母子・父子家庭の母・父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進給付金があります。受講費用などの一部を支給します。事前申請が必要です。ご相談ください。

🏥 お子さんのことで相談したいときには

■ 家庭教育相談室

子育て・教育相談、いじめ、不登校などの相談をお気軽にご相談ください。

連絡先

富士見町家庭教育相談室 ☎62-9233
受付:午前8時30分～午後5時15分
月曜日～金曜日(土日祝日除く)

■ 児童手当 ■ 児童支援係 ☎62-9237

平成24年4月から、子ども手当制度は児童手当制度になり、同制度による手当が支給されます。

支給対象

0歳～中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

対象年齢		手当の金額
0歳～3歳未満の児童		一律 15,000円
3歳～ 小学校修了	第1子、第2子	※10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		一律 10,000円

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

所得制限を超えた受給者 一律 5,000円(月額)

母子父子寡婦福祉資金 訪問保健福祉事務所 ☎57-2910

母子父子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談を行っています(県事業)。

貸付の種類

- 修学資金(高校～大学) ●事業開始資金
●事業継続資金 ●技術習得資金 ●修業資金
●就職支度資金 ●住宅資金 ●転宅資金
●就学支度資金 ●結婚資金 ●生活資金
●医療介護資金

■ 虐待に関すること

子ども達や子育てに悩む保護者のSOSをキャッチしたら、すぐお電話ください。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

連絡先

- ・近くの児童相談所につながります ☎189(いち早く)
- ・諏訪児童相談所 ☎52-0056
- ・富士見町家庭教育相談室 ☎62-9233

memo



予防接種は、種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れがないようにしましょう。

なお、子どもの定期予防接種のすべてが原則、町内医療機関における個別接種となります。

予防接種の種類	対象者(児)	回数	標準的な接種期間・接種間隔
B型肝炎	生後2ヵ月～1歳の誕生日前日	3回	1回目と2回目の間隔は27日以上、3回目は1回目終了後139日(20週)以上、かつ、2回目より6日以上あける ※標準的な接種期間は、生後2ヵ月～9ヵ月
ヒブ感染症(Hib)	生後2ヵ月～5歳未満	初回3回	生後2ヵ月～7ヵ月未満で接種開始
		追加1回	初回の3回終了後7ヵ月～13ヵ月の間隔をあけて1回接種
小児用肺炎球菌	生後2ヵ月～5歳未満	初回3回	生後2ヵ月～7ヵ月未満で接種開始
		追加1回	生後12か月以降で、初回の3回終了後60日以上の間隔をあけて1回接種
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	生後3ヵ月～7歳6ヵ月未満	1期 初回3回	1期初回3回の間隔は、20～56日あけて3回接種
		追加1回	追加接種は、1期初回3回終了後1年～1年半の間に1回接種
結核(BCG)	生後5ヵ月～1歳の誕生日前日	1回	生後5ヵ月～8ヵ月
麻しん(はしか)・風しん混合	1歳以上～2歳未満	1期1回	
	年長児で小学校就学前の1年間	2期1回	
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳未満	2回	1回目は、1歳以上1歳3ヵ月未満に接種
			1回目の接種後6ヵ月以上12ヵ月未満に2回目接種
日本脳炎	3歳～7歳6ヵ月未満	1期 初回2回	1期初回は6～28日あけて2回接種
		追加1回	1期初回2回目終了後おおむね1年(11ヵ月以上)あける
	9歳～13歳未満	2期1回	9歳～10歳未満
日本脳炎(特例措置)	平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ	平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者で、3歳～7歳6ヵ月又は9歳以上13歳未満にある者(標準は小学4年生)	
	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ	全4回のうち残りの回数を、未接種分を20歳の誕生日前日まで接種できます。詳しくは住民福祉課保健予防係へお問い合わせください。	
2種混合(ジフテリア・破傷風)	11歳～13歳未満	2期1回	11歳～12歳未満
子宮頸がん(※)	中学1年生～高校1年生に相当する女子	3回接種	※子宮頸がん予防ワクチンの接種は積極的勧奨を差し控えています。接種する場合は、リスクと有効性をよく理解した上で接種を受けるかどうかご検討ください。

…………任意予防接種 ロタウイルスワクチン費用の助成について…………

任意(お子さんと保護者の方の希望により)接種のロタウイルスワクチン接種について接種費用の助成を行っています。接種完了後に保健センターで補助申請をしてください。*助成額:15,000円上限



保護者が保育を必要とする事由に該当するとして、2号・3号認定された児童です。通園できる期間は「保育を必要とする事由」により異なります。

定員管理に問題がなければ、1号認定児童も入所できます。

保育所	住所	電話番号	定員	平日の 保育時間	土曜日保育	3号認定入所 (11か月から)	一時保育
西山 保育園	富士見町富士見 7507-3	62-4316	110	7:30~18:45		○	○
富士見 保育園	富士見町富士見 4654	62-2422	160	7:30~18:45	7:30~18:30	○	○
本郷 保育園	富士見町立沢 5116-2	62-4130	110	7:30~18:45		○	○
落合 保育園	富士見町落合 6203	62-2602	25	7:30~18:45		2歳児のみ	○
境 保育園	富士見町境 7749-2	64-2159	60	7:30~18:45		2歳児のみ	○

※土曜日は富士見保育園で集中保育になります。

■ 保育料

8月までは前年度の住民税額、9月からは当年度の住民税額で決定します。

※基準の階層別保育料に対して、世帯内第3子の1・2号認定の児童は無料、3号認定の児童は半額になります。

■ 入園申し込み

● 新年度入所(4月または年度途中)

8月頃に翌年度の申し込みについて広報・ホームページにてお知らせします。

● 年度途中入所

子ども支援係までお問い合わせください。

■ 一時保育

保護者の疾病、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等の理由により、緊急又は一時的に家庭保育の困難な児童の保育を行います。ただし、保育園の行事等により、受入できない場合もあります。各園にご相談ください。

・保育日数 週(3日)・月(12日)程度利用できます。

・保育時間 午前8時~午後4時

・保育料 4時間・8時間の別と年齢別で料金が変わります。

※午後4時以降の利用は延長料金がかかります。

■ 園庭開放

各園で、行事等がなければ、月・金曜日の午前8時30分から10時まで。



memo

■ 対象

4・7・10か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児。

※乳幼児健診等日程表をご覧ください。

■ 受診方法

● お子さんの対象となる健診をご確認ください。

● 予約の必要はありません。直接会場にお越しください。

種 類	内 容	持 ち 物
4・7・10か月児健診	内科健診・整形外科健診(4か月児のみ)・身体計測・保健相談・栄養相談	母子健康手帳・問診票・調査票(4か月児のみ)・バスタオル・おむつ・着替え・必要な方はミルク
1歳6か月児健診	内科健診・歯科健診・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談・心理相談	母子健康手帳・問診票・調査票・バスタオル
2歳児歯科健診	歯科健診・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談	母子健康手帳・問診票・歯ブラシ・コップ・タオル・洗濯ばさみ
3歳児健診	内科健診・歯科健診・尿検査・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談・心理相談	母子健康手帳・問診票・調査票・目と耳のアンケート・尿

➡ その他、乳幼児相談等

名 称	内 容	電 話 番 号
乳幼児相談	「体重が増えているか心配…」、「離乳食のあげ方が分からない」など、育児の不安や悩みをお気軽に相談ください。	保健センター 62-9134
もぐもぐ離乳食教室	離乳食のお話し・離乳食作りのデモンストレーション・試食(託児付き)	
ばくばく幼児食教室	幼児食のお話し・親子で調理実習(託児付き)	
ベビーマッサージ教室	生後2～4か月頃のお子さんを対象に、ベビーマッサージ、体重測定等を行います。	

上記は平成30年度の予定で内容は変更する場合もございます

認可外保育施設

お問い合わせは、連絡先へお願いします

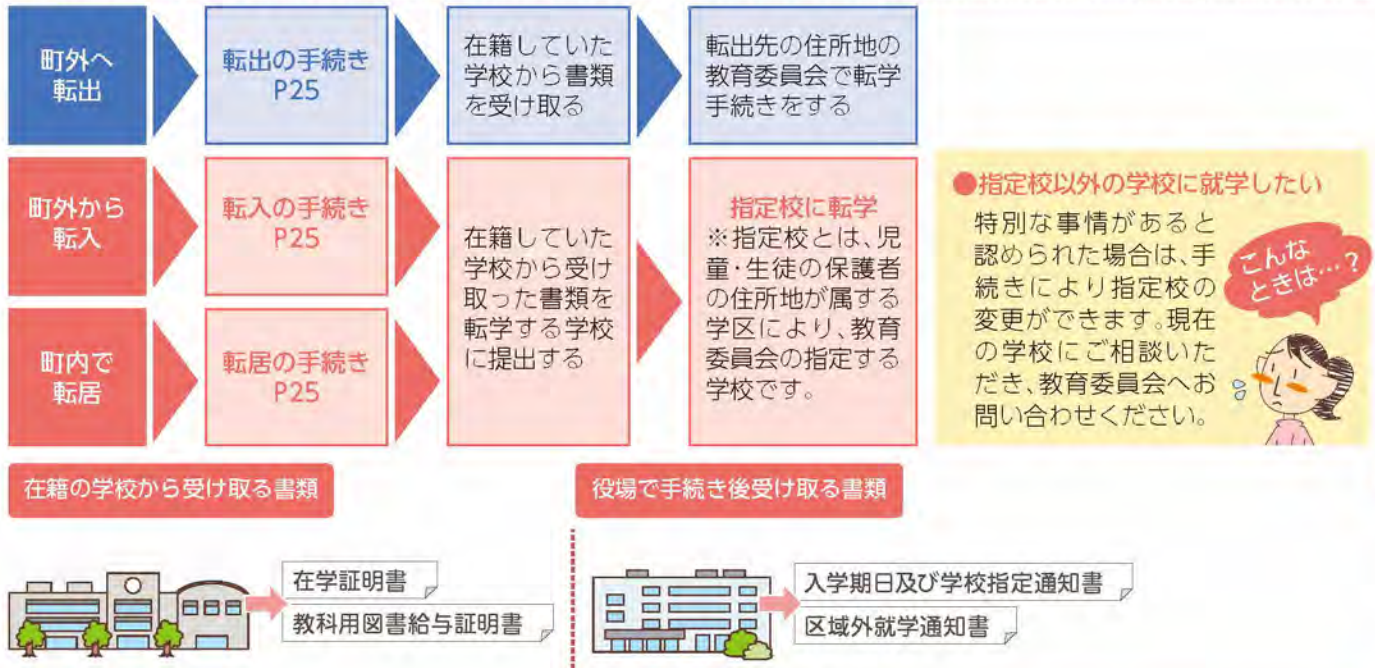
名 称	設置者	住 所	電 話 番 号	特 徴
すずらん保育園	富士見高原医療福祉センター	富士見町落合11110-1	62-3030	主に未満児対象
森のいえ ぼっち	NPO法人 ふじみ子育てネットワーク	富士見町町民広場第1キャンプ場	62-5505	野外保育

※認可外保育施設の保育料の第3子については一部補助があります。
補助については、子ども支援係へお問い合わせください。

小・中学校に関する手続き

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。
1月末までに自宅に「就学通知書」をお送りします。

引っ越した時の手続きの流れ



こんなときは…?



●就学費用のことで困っているとき

経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、世帯の収入額に応じ学用品費・給食費などの一部を援助します。

●お子さんの心身状態に不安があるとき

発達の遅れや障がいのある児童・生徒について、就学に関する教育相談を随時行っています。

放課後児童クラブ

問 子ども支援係 ☎62-9237

児童クラブは、保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない児童等に対し、適切な遊び、生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的としています。

名称	所在地	定員(人)	電話番号	対象者	申し込み
富士見小学校第1・第2児童クラブ	富士見小学校敷地内	70	62-3153	町内小学校に在学する1年生から6年生までの児童	来入児は就学前健診で、在学児童は11月頃に入所説明についてご案内します。年度途中入所は子ども支援係までお問い合わせください。
本郷小学校第1・第2児童クラブ	本郷小学校敷地内	60	62-6599		
境小学校児童クラブ	境小学校敷地内	20	64-2051		
諏訪養護学校学童クラブ	諏訪養護学校敷地内	※	住民福祉課社会福祉係 62-9144	諏訪養護学校に在学する中学3年生までの児童	住民福祉課社会福祉係 62-9144

※定員につきましてはお問い合わせください。



生活・環境

ごみ

問 建設課生活環境係 ☎62-9114

ごみは、ルールを守って出しましょう。

町が収集するごみ

区分	種類	出し方	収集日
ごみ	燃えるごみ	生ごみ/紙くず(再生できない紙) 革・ゴム類/植木・草など	富士見町 ごみ収集 計画表に よる
	燃えないごみ	缶・ガラス類/陶磁器類 金属類(小物) など	
	燃える粗大ごみ	木製家具/イス・机/マットレス(スプリングのない物)/布団/タンス/じゅうたん 他	
	燃えない粗大ごみ	ガスレンジ/自転車/やかん/なべ/かまど/スチール/イス・机/スキー・スノーボード/ポリバケツ/掃除機/ドライヤー など	
資源ごみ	空きびん	無色透明びん(白色びんも含む)/茶色びんその他色びん	富士見町 ごみ収集 計画表に よる
	古紙類	新聞、チラシ/雑誌、本/ダンボール/その他紙/紙パック	
	ペットボトル	ペットボトルマークのあるもの(飲料、酒、調味料など)	
	発泡スチロール	箱、梱包用	
	白色トレイ	食料品用	
	布類	シャツ/ズボン/毛布/カーテン/シーツ/タオルケットなど	
	天ぷら油	天ぷら油(植物性食用油)	
	容器包装プラスチック	ポリ袋・ラップ類/プラスチック製容器/ボトル類/チューブ類/色付きトレイ等/網・ネット類・キャップ類	
有害物	その他プラスチック(プラスチック製)	おもちゃ/ビデオテープ/CD盤/ハンガー/ストロー/スプーン/ビニールひも/PPバンド/歯ブラシ ほか	富士見町 ごみ収集 計画表に よる
	有害物	乾電池/蛍光灯/体温・温度計(水銀使用)	

広 告



株式会社 タカトミ小林組

産業廃棄物処理業・収集運搬業
解体工事・土木工事 一式 チップ販売
解体見積・家の中片付け 見積り無料です
お気軽にお電話下さい

諏訪郡富士見町境4730-1

TEL (0266) 66-3888

FAX (0266) 66-3878

URL <http://takatomi-kobayashigumi.com>

E-mail takatomo@navy.plala.or.jp



町では収集できないごみ

区分	種類	出し方
 家電リサイクル法対象品	エアコン/テレビ/冷蔵庫・冷凍庫/洗濯機・乾燥機	購入店、またはこれから買い換えをする小売店への依頼、指定引取場所への直接搬入などがあります。
 事業系ごみ	畳/瓦/トタン/れんが/農業用ビニール類/ブルーシート/タキロン/建設・建築廃材/ドラム缶/ブロック/灰/農機具/農薬 営業活動によって発生したごみ類	・販売店もしくは、廃棄物処理許可業者に依頼してください。
 その他	タイヤ・バッテリー/バイク/消火器/毒物/廃液・廃油/ガスボンベ/医療系廃棄物/塗料類	・購入店に引き取ってもらうか、廃棄物処理許可業者に依頼してください。

※小型家電(パソコン・スマホ等)は、平成30年5月1日より粗大ごみとして収集可能となりました。

①決まったごみを

②決まった日に

③決まった場所に

ごみはきちんと分別して収集日の午前8時までに出してください。
(地区の指定時間があればそれに従ってください)

- ごみステーションなどのまわりは、隣近所の迷惑にならないように、いつも清潔に利用しましょう。
- 前日には絶対出さないでください。猫やカラスが食い散らかし、ステーション付近が汚れてしまいます。
- 家電製品・自転車などは、なるべく買い換えの時に引き取ってもらいましょう。
- ごみ収集計画表を確認して収集日に出してください。

各地区の収集日

富士見町ごみ収集計画表を確認してください。



広告



生活・環境

ゴミの処理にお困りの方

何でもご相談ください!

見積
無料

ゴミのことなら 何でもおまかせ下さい! 地元企業だから安心!

お家の片付けで出てきたゴミ

お引越して出てきたゴミ

オフィス内の廃棄処分ゴミ

農作業ゴミ、粗大ゴミ、家電など



一般廃棄物・産業廃棄物処理、リサイクル(再資源化)

株式会社 南原環境舎

〒391-0109 長野県諏訪郡原村南原18688

☎ 0266-79-2822

水道を使い始めるときや止めるときは、届け出が必要です。

水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

水道の所有者・使用者または、下水道の所有者・使用者に変更が生じる場合は【これまで】と【これから】の両者により届出が必要です。

※富士見町では水道休止制度がありません。そのため使用者変更も両者により届出をお願いします。



引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは上下水道課 庶務経理係にお電話ください。

下記の必要事項についてお伝えください。

使い始める方(入居する方)

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号
- ④水道使用場所



⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

使用を止める方(退去する方)

- ①お客様番号
(「請求書」「ご使用水道料のお知らせ(検針票)」に記載されています。)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
(最後に使用する日)

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

●検針をする2か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、その使用日数に応じた基本料金に当該従量料金を加算した額を請求します。

●水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道料金(下水に接続している場合)とあわせ2か月に1回となっています。

下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 富士見町役場
- 2 取扱金融機関

八十二銀行・三井住友銀行・諏訪信用金庫・信州諏訪農業協同組合・ゆうちょ銀行

料金の支払いは、便利な

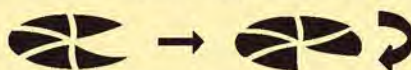
「口座振替」がおすすめです!

役場または金融機関にてお申込みください。

お支払日は奇数月の末日です。

必要なもの:領収書、通帳、届出印鑑

水道の蛇口を全て閉めた後、メータボックス付近に設置されています電子カウンタ(メータ受信機)を確認していただき、パイロットがまわっている場合は漏水の疑いがあります。



水が流れるとまわります

広告

水まわりリフォーム、水まわりトラブルなど
お気軽にご相談下さい。

＜小さな修理もお気軽にご相談下さい＞

水まわり・ボイラー・トイレ関係(つまり・あふれ等)など
調子が悪いときは、お気軽にお電話下さい。
迅速、丁寧に対応させていただきます。

安心して暮らせる水まわりと住まいのリフォーム
冷暖房空調・給排水衛生設備



株式会社 太陽住設

TEL 0266-62-2093(代) FAX 0266-62-5192

【本 社】
〒399-0211
富士見町富士見4654-636

富士見町上下水道指定工事店

株式会社
リビングクボタ

あなたの町の
設備屋さん!!

富士見町落合11748-11

TEL 0266-62-5391

FAX 0266-62-6665

きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない方は、早めに接続工事をお願いします。

◇ 下水道使用料について

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。料金の支払いは2か月ごとで、上水道の料金と一緒に請求します。使用料は、納期限内にお支払いください。便利な口座振替をご利用ください。

◇ こんな場合は届け出を

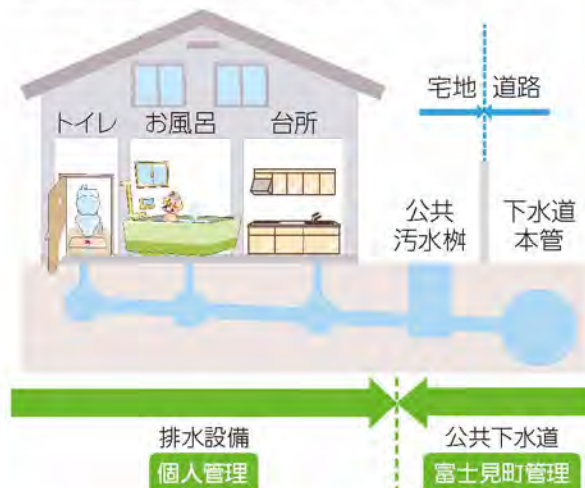
- 使用者や所有者が変わるとき
- 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

◇ 浄化槽について

下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。浄化槽は定期的な点検や検査などが必要です。詳しくは、建設課生活環境係(☎62-9114)へお問い合わせください。

下水道の利用について

家庭からの汚水を公共下水道に流すために、宅地内に設置された樹や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



もしも下水道が詰まったら

指定工事店にご連絡ください。

【例】トイレ、台所、風呂場など



生活・環境

広告

リフォーム・水廻りでお困りはありませんか？お気軽に御相談下さい。

給排水衛生設備

建築リフォーム工事

有限会社 山本管工事

長野県 富士見町・原村・茅野市・諏訪市・北杜市 [上下水道指定店]

〒399-0101 長野県諏訪郡富士見町境 7 1 4 6 - 6

TEL:0266-64-2649 FAX:0266-65-3227

E-mail:yamakan-s@amail.plala.or.jp

犬の登録・狂犬病予防接種

問 生活環境係 ☎62-9114

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、登録事項変更の届け出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
 登録は犬の生涯に一度です 生後90日を経過した日から	 な91犬が っ日が生 たら後 に 年に1回 (3月2日～翌年3月1日まで) 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。	 死亡してから 30日以内に届出てください。
手続きができる場所		
1 富士見町役場 建設課 生活環境係 (狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です) 2 4～5月に実施の狂犬病予防注射集団接種会場または、動物病院でも手続きができます。詳細はホームページをご覧ください。		富士見町役場 建設課 生活環境係
登録を申請	鑑札の交付	狂犬病予防注射
登録手数料 3,000円	狂犬病予防注射済票交付の手続き	死亡届出書を提出
交付手数料 3,500円	必要なもの 鑑札・注射済票	
飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出 ●富士見町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。		

土地・建物・景観・公園・道路・河川の許可など

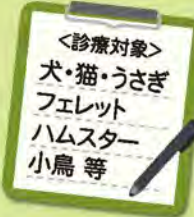
問 都市計画係 ☎62-9217

造成や建築物の建築、公園・道路・河川といった公共施設への行為には、許可や届出が必要な場合があります。提出先は、行為によって県や町などの違いがあります。

こんなとき	必要な手続き
一定規模の土地の形質変更	都市計画法の開発行為許可申請
建築物の建築や工作物の築造	建築確認申請
建築物や工作物の解体	建築基準法の届出
景観の育成に支障を及ぼすおそれのある行為	景観法の届出
屋外広告物の表示や設置	屋外広告物の表示・設置許可申請
公園・道路・河川での工事や工作物の設置、占用	各施設ごとの承認申請や許可申請 道路の場合は別に道路通行制限願など

広 告

ふじみ動物病院



診療時間

AM 9:00～12:00 水曜日/祝日
PM 4:00～7:00 第2第4日曜日

休診日

富士見町落合10127-2

お問い合わせはこちら

☎0266-62-2327

この里が好き！

- 不動産業
- 林業
- 山ブドウ栽培
- 木材チップ
- マツタケ
- マキ
- 土地の有効利用考えます。
- 山の整備、支障木伐採、山のカラ松、山林買います。
- 4500年前に井戸尻縄文人が飲んでいたと思われるワインの再現を目指して。
- 庭に畑にいかがですか、配達します。
- 信州後山の松茸販売
- タガつめ、原木

〈〈高所作業車作業に興味のある方募集〉〉

明治建設企画有限会社

長野県知事(5)第4267号

富士見町富士見10730-1

TEL 0266-62-4080

明治建設企画有限会社 検索



相談・自治会

各種相談

問 住民係 ☎62-9112

相談の種別	内容
法律相談	長野県弁護士会諏訪在住会の弁護士が対応し、年6回偶数月の原則第2金曜日に行います。予約受付は約2週間前から行います(土・日・祭日は除く)
行政相談	行政相談委員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望なども受け付けています。年4回開催します
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談については、茅野市消費生活センターへ(☎75-8188) その他問い合わせは住民係へ

あなたも自治会へ

問 企画統計係 ☎62-9332

一日も早く地域に親しんでいただき、町政や地域の情報を確実に入手していただくため、自治会に加入しましょう。

自治会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

環境美化活動

ごみステーション・道路・河川・公園など生活に身近な場所の環境美化に努めます。

広報紙などの配布

町が発行する広報紙やお知らせなどを配布します。

親睦行事の実施

地域住民との交流や親睦を深めるため、盆踊りや運動会などのコミュニティ事業を開催します。

相談 memo

相談先

TEL

日時

内容

広告

お気軽に
ご相談
ください

労務管理
年金 会社法務
諸官庁提出書類
相続手続 遺言
任意成年後見手続

ご相談と手続きは当法人へ

社会保険労務士法人
行政書士法人

はやぶさ

〒399-0214
長野県諏訪郡富士見町落合9834-1(旧モリヤ家具内)

TEL. 0266-62-5511
FAX. 0266-62-8844

総合電気設備

平出電気 有限会社

事務所 富士見町富士見3299(国道20号線沿い)

☎62-3268(代) FAX 62-5890

E-mail:hdenki55@iaa.itkeeper.ne.jp

- 土地・建物の相続、売買等の登記
- 会社の登記
- 成年後見の申立 等

富士見町内

折井まさ子司法書士事務所

富士見町落合10784-6

TEL 0266-62-2321

植松陽子司法書士事務所

富士見町落合10702-1

TEL 0266-61-2077



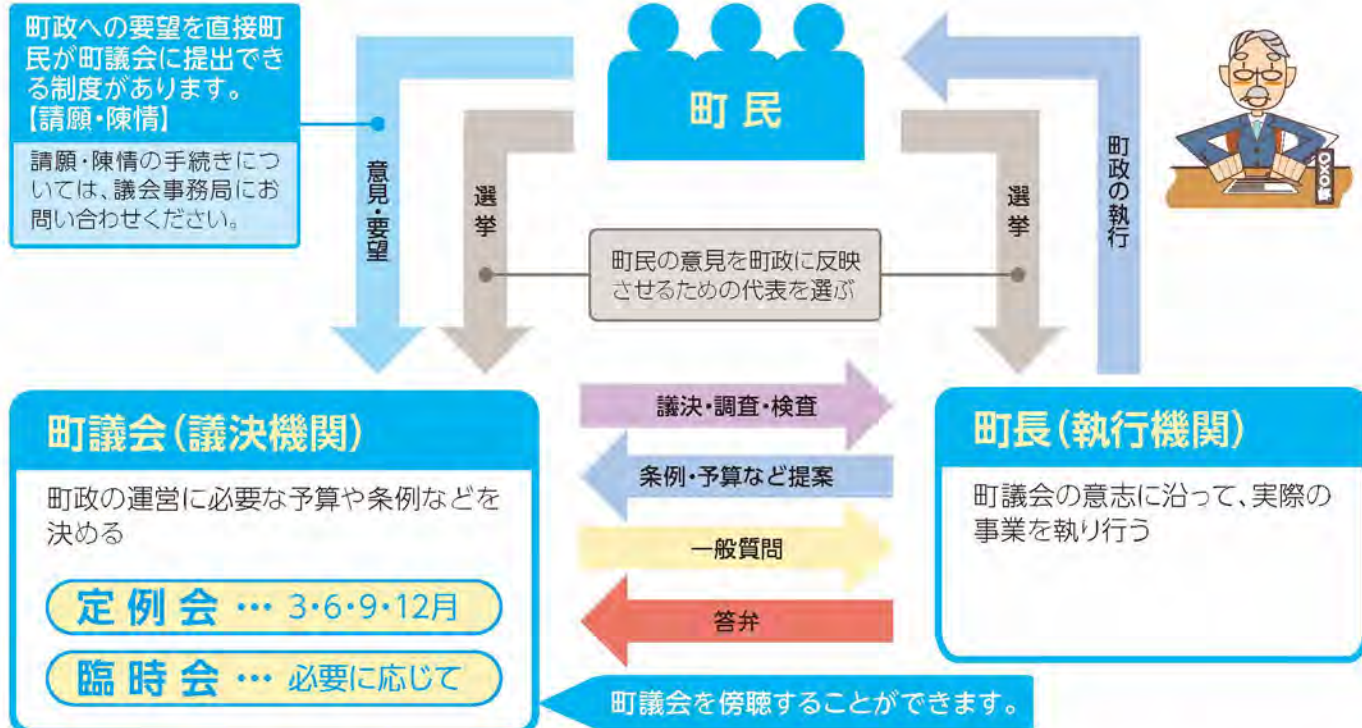


議会・選挙

町議会のしくみ

問 議会事務局 ☎62-9403

町議会と町長は、ともに直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。【二元代表制】
町民のみなさんの意見・要望を町政に反映するために、さまざまな議会活動を行っています。



選挙権

問 選挙管理委員会事務局 ☎62-9403

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

選挙権を持つ対象者

選挙人名簿には、次の要件を満たしている人が名簿に登録されます。

- 満18歳以上の日本国民
- 転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記載されていること

登録は年4回行われる定時登録と選挙の都度行う選挙時登録があります。選挙時登録は、選挙の都度、基準日及び登録日を定めて登録します。

不明な場合は早めに選挙管理委員会にお尋ねください。

選挙の種類

- **国政選挙**
衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙
- **地方選挙**
県知事選挙・県議会議員選挙・町長選挙・町議会議員選挙
- **その他の選挙**
本郷・落合・境の財産区議会議員選挙

こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない人	選挙人の住所地にある期日前投票所	富士見町の期日前投票所は役場4階になります。入場券をお持ちください。
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない人	他の市町村の不在者投票所や指定病院など	郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、名簿に登録されている選挙管理委員会事務局へお早目にお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちで要件を満たす人	自宅	障がい者の種別や程度によって異なります。この制度を利用されている場合は、あらかじめ「郵便投票証明書」の取得手続きが必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

生活ガイドINDEX

身近な
医療機関がわかる
医療機関ガイド

町内医療機関一覧 ▶56

健康チェックと元気法 ▶57

愛車の健康法 ▶58

日々の生活に役立つ
暮らしの知識

リフォームの基礎知識 ▶60

お墓と供養 ▶62

富士見町商工会 ▶63

生活ガイドでは、暮らしに役立つ
情報を掲載しています。



生活ガイド

広告

内装、リフォーム工事のことならお任せください！

壁紙・クロスの張替え

障子の張替え

襖（ふすま）の張替え



名取景雲堂 株式会社

床材の張替え

水回りリフォーム

施設向け工事

〒399-0211
諏訪郡富士見町富士見2964

TEL 0266-62-2343
FAX 0266-62-6754

HPアドレス

名取景雲堂

検索

かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

町内医療機関一覧

(平成30年4月1日現在)



医療施設一覧

名 称	診療科目	所在地	電話番号
富士見高原病院	内科・神経内科・呼吸器科・ 消化器科・外科・こう門科・ 整形外科・形成外科・泌尿器科・ 小児科・眼科・心療科・産婦人科・ 皮膚科・耳鼻咽喉科・放射線科・ 歯科口腔外科	富士見町落合11100	62-3030
小池医院	糖尿病内科・消化器内科・ 一般内科・小児科	富士見町富士見4654	62-2222
富士見やまびこクリニック	内科・呼吸器内科・小児科・ アレルギー科	富士見町富士見落合9984-188	61-2155
小林医院	内科・循環器内科・小児科	富士見町境7372	64-2043



歯科医院一覧

名 称	診療科目	所在地	電話番号
かがやき歯科クリニック	歯科・小児歯科	富士見町落合9983-57	62-4182
野村デンタルクリニック	歯科・小児歯科	富士見町落合11184-14	62-9118
三井歯科医院	歯科	富士見町落合9984	62-5965
清水歯科医院	歯科	富士見町落合10028-38	62-5207



薬局一覧

名 称	所在地	電話番号
ミツワ西友薬局	富士見町落合10061-1	62-7586
さくら藤沢薬局	富士見町落合9984-1025	61-1815
マツモトキヨシ富士見店	富士見町落合10778-9	61-2190
ドラッグ・コスコ富士見店	富士見町落合10406-1	62-8322
はるも薬局	富士見町落合10399-86	78-7762



健康チェック と元気法

疲れやストレスがたまっていると、さまざまな体の不調が現れてきます。少しの工夫と心がけで症状を予防・改善しましょう。

便秘

原因 腸の調子を 狂わせる生活習慣

食物繊維の不足によるもの、ストレス・不規則な生活が引き起こす胃腸の運動異常によるもの。便意そのものを感じにくくなったり、筋力が落ちると内臓下垂になり、腸の運動が弱くなります。

予防法 便秘解消のポイント

- ・朝の排便習慣をつける
- ・起き抜けに1杯の水や牛乳を飲む
- ・下腹部のマッサージで腸の動きを助ける
- ・便意を感じたらがまんしない
- ・できるだけ体を動かす
- ・バランスのよい食事をする
- ・便秘に効く食べ物…
玄米、果物、卵の花(おから)、
海藻、野菜、乳製品、油脂など



肩や首がこる…

原因 姿勢の悪さや血行不良

長時間デスクワークや夏場の冷房が筋肉の収縮や血行不良を招き、肩こりが一層悪化。仕事のストレスや胃腸の不調による場合も。

予防法 筋肉を緊張させない工夫を

- ・正しい姿勢を心がけて。
- ・体の緊張や精神的な緊張からくる肩こりには深呼吸を。
- ・ストレスには休息と睡眠を。お昼休みの15分程度の仮眠も効果的。

改善法 筋肉をほぐし、血行をよくする

- ・ツボを刺激…後頭部の頭蓋骨のへり、首の中心から4cmほど外側の左右を両手の親指で押す。
- ・肩こりに効く食べ物…豚肉やうなぎ、豆類、玄米、レバー、かつおなど。



手足が冷える

原因 運動不足やストレス

予防法 体を冷やさない工夫を

冬は衣類対策で暖かさを逃さない。夏には冷房対策を。体を芯から温める半身浴も効果的。冬は40℃、夏は38～39℃くらいのぬるま湯で汗がでるまでゆっくりと。

改善法 血行改善と自律神経の正常化

- ・血行をよくする背伸び運動や軽い筋トレ。
- 足にたまりがちな血液を循環しやすくするのが背伸び運動。足を少し開いて立ち、つま先立ちするようにかかとを上げ下げするだけ。足が温かく感じられるまで繰り返します。冷え性を根本的に改善するには、脂肪を減らして筋肉をつけること。テレビを見ながらでもできるダンベル体操や足のスクワットを1日10分でも続けましょう。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



ミツワ西友薬局

心と体の健康をサポートします!

処方せん調剤

医薬品 健康食品 介護・医療用品

健康相談もお気軽にどうぞ

☎0266-62-7586

定休日/日曜日

諏訪郡富士見町落合一の沢10061-1
西友富士見店内

営業時間/午前9時～午後7時

愛車の健康法

日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。
「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避
することができます。その為のアドバイスを紹介します。



車のこと



Q & A



Q

車の維持費は年間で
どのくらいかかりますか？

A

使う用途や車種によって違いはありますが、
車の維持費は大きく4つに分類されます。ガ
ソリンなどの燃料費、定期点検・車検、部品、
消耗品などのメンテナンス費、年間の任意保
険料、自動車税も必要になってきます。
他にも、保管場所によっては駐車場代なども
考えられますので、車を購入する前には、こ
れらも併せて考慮することが大切です。

Q

車種によって支払う税金に
違いはありますか？

A

平成14年から、排出ガスや燃費の性能など環境に
配慮した度合いによって、車種や車齢ごとに異なる
税額となる「グリーン税制」が実施されています。
これによって電気や天然ガスなどの低燃費自動車
などは、新車購入時にかかる税率が大幅に軽減され
ています。一方で一定の車齢を越えたディーゼル車
などに対しては、増税もあります。
細かな基準と条件がありますので、しっかり確認し
ておきましょう。

車検・整備 修理・钣金塗装 新車売
中古車・オークション販売

Total Car maintenance
IMPACT

北陸信越運輸局認証整備工場(認証:第20030号)

(有)内藤自動車工業
インパクト

本 社: 〒399-0211 長野県諏訪郡富士見町富士見3206-6

Tel: 0266-62-7686 Fax: 0266-62-7689 URL: <http://www.e-impact.jp/>

意外と気付にくい
ワイパーの交換

雨の日になくってはならないワイパー
ですが、劣化してくると拭きムラができ
たりびびり(拭き跡)が残り、かえって視
界が悪くなることも。日頃から点検し、
できれば1年に1度交換しましょう。



車検・新車



IDEMITSU



SUZUKI Spacia



有限会社 窪田モータース

富士見町富士見251-12 窪田モータース 富士見 で 検索 ☎ 0266-62-5760

自動車販売 車検・修理
钣金・塗装 自動車保険

東海自動車興業



富士見町富士見4654 TEL 0266-62-2416



生活ガイド



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

エンジンオイルの 交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000～10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6ヶ月～1年ごと)とされています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。

ランプは こまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無いかな点検しましょう。



排気ガスで 健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



エンジンの点検は 耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来ますが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。

タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。



燃費チェックで 健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



勝和自動車(有)

車のことなら何でもおまかせ
ちょっとの事でも!!
値段のご相談もお気軽に
お問い合わせ下さい

富士見町落合瀬沢新田11558-10

TEL 0266-62-3357

FAX 0266-62-3676

■車検整備・板金塗装

ドレスアップ・一般修理

■各種新車

中古車販売

(国産車・外車)

■全国オークションネット販売

■緊急修理

24時間レッカー作業



陸運局認証工場

三井自動車興業
カーショップ・テクノオート

富士見町乙事2403-1

TEL 0266-62-2717
FAX 0266-62-3346

富士見町富士見3369-33

カーショップ・テクノオート富士見展示場
(シモクラスタンド様 裏)

富士見町の車検は、
富士見町の車屋さんへ

車検ご予約
お見積もり
受付スタート

見積無料

富士見町 車検センター

富士見町自動車業協同組合は、車検・点検を通じて富士見町地域 皆様の
安心・安全なカーライフをサポートしています。

神戸自動車興業

TEL.62-3210
富士見町富士見
1887

宮坂モータース

TEL.62-2263
富士見町富士見
3312

東海自動車興業

TEL.62-2416
富士見町富士見
4654

出羽モータース

TEL.62-2350
富士見町富士見
3657

小林モータース

TEL.62-2181
富士見町落合
9984

三井自動車興業

TEL.62-2717
富士見町乙事
2403-1

平出自動車整備工場

TEL.64-2106
富士見町境
7854-3

(株)産田モータース

TEL.62-5760
富士見町富士見
251-12

(株)内藤自動車工業
インバクト

TEL.62-7686
富士見町富士見
3206-6

勝和自動車(有)

TEL.62-3357
富士見町落合
11558-10

車検のお問い合わせ、ご予約は
各店にて受け付けております。
早期予約・新車・ご優待あり。

富士見町自動車業協同組合/認定工場: 諏訪郡富士見町南原山4654 代表理事: 内藤三代彦

リフォームの基礎知識



リフォームの進め方とポイント

STEP.1

具体的な計画をたてる

POINT

- ・時期、期間は？
- ・予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



STEP.2

事業者を決める～契約する

POINT

- ・施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- ・実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- ・候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

STEP.3

着工

POINT

- ・工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- ・工程表に基づいて進んでいるか？
- ・変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。



STEP.4

着工後

POINT

- ・事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか？
- ・今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですが、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうすることでただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。

リフォームについてのお問い合わせ 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会 TEL 03-3556-5430 <http://www.j-reform.com/>

住まいの事なら何でも

上下水道指定工事店
不動産取引、舗装工事 石積工事
建築工事(リフォーム、外壁塗装)
衛生機器販売、フェンス、造園工事

株式会社
戸井口建設

富士見町境7823-3 TEL 0266-65-3213
<http://toiguchi.jp/>



上下水道指定工事店
水道衛生設備工事・保守



(有)富士見設備
富士見町落合7107-1
TEL0266-62-2421



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



諏訪ビルサッシ工業株式会社

〒399-0214 長野県諏訪郡富士見町落合字南原山13517-19
TEL:0266-62-4430代 FAX:0266-62-4429

アルミ材の用途は、無限大

「あったらいいなあ」を解決します

有限会社
メタル工房

富士見町落合字10387-8

アルミラック・棚 など
お気軽にご相談ください。

TEL 0266-62-7754




緑 × 暮 × 人 = みのりの庭

株式会社みのり建設 **みのり建設**

〒399-0211 長野県諏訪郡富士見町富士見11693-7 TEL: 0266-62-2605

一般土木工事

有限会社 **井内建設**

富士見町乙事5008-3
TEL 0266-62-2004
FAX 0266-62-6329

MEMO



提案します 安心・安全な快適住宅
考えて造る

五味工務店

富士見町乙事5812
TEL 0266-62-2872
<http://www.53komten.com>




～知っておきたい祭祀のあれこれ～

葬儀が終わったら準備すること

- ## お墓のリフォーム

いろいろな供養のスタイル

お墓の引っ越し、墓じまい

MEMO

永代供養墓 樹木葬
相談受付中

富士見町商工会

商工会とは

商工会は、地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに寄与するため、
商工業者によって組織された総合的経済団体です。



商工会の事業活動

■金融相談

資金や日本政策金融公庫の融資等についての相談に応じています。無担保、無保証人でしかも低金利な利息の金融あっせんを受けることができます。



■税務・経理相談

記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく近代経営を推進していただけるため、記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。又決算、申告期には税理士の資格を持った人を専門相談員として招くなどして、特別な相談指導を行っています。

- 税務、記帳支援

■経営相談

仕入れ、生産、販売、市場調査等についてのご相談や専門家による店舗診断、工場診断なども実施します。

- 創業、経営革新支援
- エキスパートバンク



■共済制度

中小企業者の経営と生活安定のために、各種共済制度がもうけられています。お気軽にご相談ください。

- 小規模企業共済 ● 倒産防止共済
- ふれあい共済 ● 特定退職金共済

■地域総合振興事業

- 総合振興事業
各種イベントへの参加
- 商業振興事業
商店経営の講習会、視察研修
- 工業振興事業
研修会、部会例会の開催、パソコン研修会の実施
- 業種別部会活動
専門知識の習得・情報交換・親睦交流の場として活動しております。
- 青年部活動
次代の経営を担う、若手経営者や後継者による組織。友だちづくりや視察旅行、研修会、奉仕作業などの活動をおこなっています。富士見オッコ祭りを中心的な担い手となって活動しています。
- 女性部活動
経営者の奥様や女性による組織。各種研修会や地域への奉仕、教養講座などの活動をおこなっています。



富士見町商工会

〒399-0214 長野県諏訪郡富士見町落合10078-1

TEL:0266-62-2373 FAX:0266-62-5644

E-mail:fujimi@fujimi-ts.org URL:http://www.fujimi-ts.org/blog/



2025年万博 20年ぶりの日本開催へ！！

- 日本は、2025年に開催予定の国際博覧会に立候補しています！
- 日本は、万博開催を通じた様々な革新により、国連が掲げるSDGs（持続可能な開発目標）達成のフロンランナーになります！
- 2018年11月に、開催地が決定します！



【開催期間】2025年5月3日～11月3日、【会場予定地】大阪市の人工島「夢州」

※ 会場は多様性の中から生まれる調和と共創によって形成される未来社会を表現

- **800種類以上が共存するポケモンの世界観は多様性に満ちています！**
- **ポケモンたちと一緒に2025年日本万博を応援してください！！**



© 2018 Pokémon. © 1995-2018 Nintendo/Creatures Inc./GAME FREAK Inc.



OSAKA-KANSAI
JAPAN
EXPO2025



World Expo 2025
Candidate

2025日本万国博覧会誘致委員会

編集後記

「富士見町 暮らしの便利帳」は、富士見町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として富士見町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「富士見町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、富士見町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- 「富士見町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、平成30年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- 掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

富士見町



暮らしの便利帳

平成30年6月発行

発行

富士見町

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777

TEL.0266-62-2250(代)

株式会社サイネックス

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3

TEL.03-3265-6545

広告販売

株式会社サイネックス 長野支店

〒380-0823 長野県長野市南千歳2-12-1 長野セントラルビル9階

TEL.026-267-7133

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

